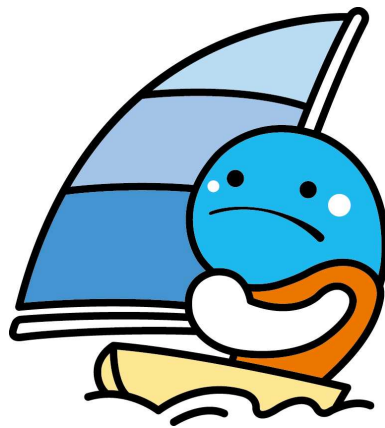


令和7年度 商工労働部関連施策

県内企業の事業活動に活かせる
補助制度等のご案内



高知県商工労働部

～目 次～

★新たに事業所を設置・整備したい

- ・ コワーキングスペースを備えたシェアオフィス拠点施設 1
- ・ シェアオフィス利用推進事業費補助金 2
- ・ 創業者等応援融資 3
- ・ 地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)【国】 4

★専門家のアドバイスを受けたい

- ・ 専門家派遣事業【センター】 5
- ・ 防災関連産業振興アドバイザーによる製品開発・販路拡大の支援 6
- ・ 生産性向上推進アドバイザー派遣事業 7

★新たな事業(商品開発等)に取り組みたい

- ・ 事業戦略策定・実行支援【センター】 8
- ・ 事業戦略等推進事業費補助金【センター】 9
- ・ 経営革新計画の承認 10
- ・ 防災関連産業交流会 11
- ・ 戦略的製品開発推進事業費補助金 12
- ・ グリーン化製品開発研究会 13
- ・ 紙産業技術センターの紙関連機械設備の利用 14
- ・ 工業技術センターのものづくり分野機械設備の利用 15

★販路開拓をしたい

- ・ 見本市への出展支援【センター】 16
- ・ 機械系・防災分野等の見本市等【センター】 17
- ・ 防災関連製品の販売促進支援 18
- ・ ものづくり分野の外商支援【センター】 19
- ・ 新事業分野開拓者認定制度・モデル発注制度 20
- ・ ものづくり分野の海外での販路開拓【センター】 21
- ・ 高知県ものづくり海外展開サポートデスク【センター】 22

★研究開発の成果の実用化に取り組みたい

- ・ 成長型中小企業等研究開発支援事業【国】 23
- ・ 知的財産に関する総合支援【INPIT】 24
- ・ 中小企業等外国出願支援事業【国】 25

★デジタル化に取り組みたい

- ・ デジタル技術の活用支援【センター】 26
- ・ デジタル技術活用促進事業費補助金【センター】 27
- ・ 高知デジタルカレッジ 28
- ・ サービス等生産性向上IT導入支援事業
（IT導入補助金2025）【国】 29
- ・ スマートものづくり研究会 30

★働き方改革に取り組みたい

- ・ ワークライフバランス、働き方改革の推進 31
- ・ 働きやすい環境整備事業費補助金 32

★設備投資をしたい

- ・ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金【国・中央会】 33
- ・ 中小企業省力化投資補助金（一般型）【国・中央会】 34
- ・ 中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）【国・中央会】 35
- ・ 高知県中小企業設備資金利子補給制度 36
- ・ 企業立地促進事業費補助金 37
- ・ サテライトオフィス等立地促進事業費補助金 38
- ・ 産業振興計画推進融資 39
- ・ 次世代施策推進融資 40

★減災・防災への備えをしたい

- ・ 中小企業耐震診断等支援事業費補助金 41
- ・ BCP（事業継続計画）の策定支援 42
- ・ 南海トラフ地震・節電対策融資 43

★人材確保・育成に取り組みたい

- ・ 高知県外国人材雇用相談窓口 44
- ・ 外国人材受入環境整備事業費補助金（スキルアップ支援） 45
- ・ プロフェッショナル人材活用事業【UIターンサポートセンター】 46
- ・ 工業技術センターにおける人材育成講座 47
- ・ 紙産業技術センターにおける人材育成事業 48
- ・ 高知県元気な未来創造融資 49

・ キャリアアップ助成金【国】	50
-----------------	----

★賃上げに取り組みたい

・ 業務改善助成金【国】	51
--------------	----

★円滑な事業承継に取り組みたい

・ 事業承継等推進事業費補助金（一般枠・小規模枠）	52
・ 事業承継等推進事業費補助金（中山間地域枠）	53
・ 事業承継奨励給付金	54
・ 事業承継特別保証制度融資	55
・ 事業承継・M&A補助金【国】	56
・ 所在不明株主に関する会社法の特例の前提となる認定	57
・ 金融支援	58
・ 遺留分に関する民法の特例【国】	59

★後継者育成に取り組みたい

・ 伝統的工芸品産業等後継者育成対策事業費補助金	60
--------------------------	----

★有利な税制措置を受けたい

・ 地域未来投資促進法に基づく支援措置【国・県・市町村】	61
・ 非上場株式に係る相続税・贈与税の納税猶予制度【国・県】	62
・ 個人事業主の事業用資産に係る相続税・贈与税の納税猶予制度 【国・県】	63

★その他

・ 経営力強化保証制度	64
・ 製造業ポータルサイトによる情報発信	65

対象者	コワーキングスペースを活用し、テレワーク等を行いたい方
内容	BASE CAMP IN KOCHIは、官民が連携し整備した施設であり、新たなビジネスやサービスを展開する人たちを応援する施設です。 テレワークの場としての利用はもちろん、施設を活用したイベントなどを通じて、人や地域との出会いを促進し、新たなビジネスが生まれる場となることを目指しています。 ◆スモールオフィス 名称 BASE CAMP IN OBIYAMACHI 場所 OKAMURA 帯屋町ビル(高知市帯屋町2-2-14) ◆コワーキングスペース・スモールオフィス 名称 BASE CAMP IN OHASHIDORI 場所 高知サンライズホテル(高知市本町2-2-31) 詳しくは、下記ホームページをご覧ください https://basecamp-in-kochi.jp/ その他の県内のコワーキングスペース等については下記ホームページをご覧ください https://kochi-work-haretoke.jp/
お問い合わせ先	高知県企業誘致課 TEL :088-823-9693 E-mail: 150201@ken.pref.kochi.lg.jp URL : https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150201/

シェアオフィス拠点施設への企業誘致を促進することに加え、県内の関係人口の拡大を図るため、シェアオフィス等を活用する企業等や環境整備を行う市町村に対し、経費を助成します。

	中山間定着型	2段階立地型	市町村シェアオフィス 環境整備
対 象 者	中山間地域に所在する 県認定シェアオフィスに 入居する民間事業者	2年以内に高知県内で雇 用拡大を伴った本格立地 を目指し、県認定のシェ アオフィスに入居する民 間事業者	シェアオフィスの環境整 備を行う市町村
対象事業	・シェアオフィス利用料、 人材研修、募集に要す る経費(1/2以内) ・償却資産の取得に要す る経費(1/5以内) ・雇用奨励金(定額)	・シェアオフィス利用料、 人材研修、募集に要する 経費(1/2以内) ・雇用奨励金(定額)	什器・備品・整備費、 ホームページ等のサイ ト構築費用、 wi-fi環境導入(増強)費、 バリアフリー等対応費 等 (1/2以内)
補助限度 額等	1,500万円/ 最大3年間	500万円/ 最大2年間	150万円/箇所
申請受付 期間	随時募集		
その他	「中山間定着型」「2段階立地型」の対象となる県認定シェアオフィスについて は、県公式サイト「高知家シェアオフィス活用のススメ!」をご参照ください。 URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021060900275/		
お問い合 わせ先	高知県企業誘致課 TEL: 088-823-9693 E-mail: 150201@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150201/		

対象者	事業を開始する者及び事業開始後5年未満の者等	
使途	設備資金、運転資金	
貸付限度額	3,500万円	
償還期間 (据置期間) 貸付利率	償還期間(据置期間)	貸付利率
	7年以内(1年以内)	2.27%以内(変動)
	10年以内(1年以内)	2.43%以内(変動)
保証料率	0.10%	
お問い合わせ先	高知県経営支援課(金融担当) TEL: 088-823-9695 E-mail: 150401@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401/ ※対象要件はお問い合わせください。	

雇用機会が特に不足している地域等において、事業所の設置・整備を行い、ハローワーク等の紹介により対象労働者を雇い入れた事業主に、設置・整備費用及び増加した対象労働者雇入れ人数に応じた助成金を、1年毎に最大3回支給します。

対象地域 ※その他の特例対象地域については、下記問い合わせ先へお問い合わせください。	同意雇用開発促進地域： 土佐市、いの町、日高村、須崎市、仁淀川町、中土佐町、佐川町、越知町、橋原町、津野町、四万十町（R7.8.31まで） 香南市、香美市（R8.3.31まで） 宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、黒潮町、三原村（R9.9.30まで）				
支給額 （1回の支給額） ○同意雇用開発促進地域の場合 ※特例措置の内容については、下記問い合わせ先にお問い合わせください。	事業所の設置・整備費用	対象労働者の増加人数（ ）内は創業の場合のみ適用			
		3(2)～4人	5～9人	10～19人	20人以上
	300万円以上	50万円	80万円	150万円	300万円
	1,000万円以上	60万円	100万円	200万円	400万円
	3,000万円以上	90万円	150万円	300万円	600万円
	5,000万円以上	120万円	200万円	400万円	800万円
	◇中小企業事業主の場合は、1回目の支給において上表の支給額の1/2の額を上乗せ ◇中小企業事業主の場合であって、かつ創業と認められる場合は、1回目の支給において上表の支給額の2倍の額を支給				
主な受給要件	【1回目の支給】 ※1～4の要件をすべて満たす必要があります。 1 同意雇用開発促進地域等の事業所における施設・設備の設置・整備及び、地域に居住する求職者等の雇い入れに関する計画書を労働局長に提出すること 2 計画期間（最長18か月間）の間に、対象地域で雇用保険の適用事業所の施設や設備を設置・整備すること 3 計画期間の間に、地域に居住する求職者を常時雇用する雇用保険一般被保険者等として3人（創業の場合2人）以上ハローワーク等の紹介により雇い入れること 4 事業所の雇用保険一般被保険者等の数が計画期間の前後で比較して3人（創業の場合は2人）以上増加していること 【2回目・3回目の支給】 ※1～3の要件をすべて満たす必要があります。 1 被保険者数の維持 第2回目及び第3回目の支給基準日における被保険者の数が完了日における数を下回っていないこと 2 対象労働者の維持 要件を満たして雇い入れられた対象労働者について、第2回目及び第3回目の支給基準日における数が完了日における数を下回っていないこと 3 対象労働者の職場定着 完了日以降の事業主都合以外の離職者が発生した場合、第2回目及び第3回目の支給基準日までの離職者の数は、完了日時点の対象労働者の1/2以下、または3人以下であること				
お問い合わせ先	高知労働局 助成金センター 高知市大津乙2536-6 TEL:088-878-5328 厚生労働省HP URL： https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html				

県内ものづくり事業者のあらゆる経営課題に対応するために専門家を派遣します。

対象者	県内中小企業者等
費用	無料
回数の制限	年間3回まで
専門家	利用者が派遣を希望する専門家 ※産業振興センターが必要性を認めた者に限る
利用方法	産業振興センターへ申請
受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県産業振興センター 事業戦略・デジタル化推進部 事業戦略・デジタル化推進課 TEL:088-845-6600 E-mail:jigyousenryaku@joho-kochi.or.jp URL:https://joho-kochi.or.jp

防災製品市場に関する知見や人脈を有する「高知県防災関連産業振興アドバイザー」を設置し、県内事業者の県内の防災製品の開発・改良、販路開拓などの様々な課題解決の支援を行っています。

対象者	防災関連産業に関わる県内事業者
費用	無料
指導、 助言の内容	防災市場ニーズに応じた防災関連製品の開発・改良、販売先や販売手法などの取り組み
お問い合わせ先	高知県工業振興課(ものづくり支援担当) TEL:088-823-9724 E-mail: 150501@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2021111000213/

県内ものづくり事業者が製造現場の効率化や省力化など生産性向上に取り組むため、専門家を派遣します。

対象者	県内中小企業者等
費用	無料
回数の制限	10回まで
指導、助言の内容	課題の抽出や分析、解決方法の提案や改善活動の伴走支援、デジタル化支援など
利用方法	産業振興センターへ申請
受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県産業振興センター 事業戦略・デジタル化推進部 事業戦略・デジタル化推進課 TEL: 088-845-6600 E-mail: jigyouosenryaku@joho-kochi.or.jp URL: https://joho-kochi.or.jp

企業の経営ビジョンの実現に向けた事業戦略策定・実行の取り組みを支援します。

対象者	高知県内の中小企業者
費用	無料
事業戦略策定 (イメージ)	企業の経営ビジョンを実現するために、事業戦略の策定とともに、経営・財務、企画・マーケティング、製造などの具体的な課題解決を事業戦略チームによりサポートする。また、課題に応じたセミナーも併せて開催する。 事業戦略策定手順等のイメージ <u>Step1 まずは現在の姿を「見える化」する</u> 1 みずからの会社を振り返ってみる(事業概況) 2 市場環境や業界の競争環境を整理する (マクロ・業界(外部環境)分析) 3 競合の製品・サービスと比較した上で、業界内でのポジションを把握する (ミクロ・自社(内部環境等)分析) <u>Step2 ありたい姿(5年後の理想形)をえがく</u> 4 自社の“5年後”の目標を考える 新規事業の立上げ(製品開発)や事業規模の拡大(市場開拓)、収益性の改善方法などの到達目標を設定する <u>Step3 実現するための課題を整理する</u> 5 着地点(5年後)に向けた取組課題を抽出する 6 指標となる数値目標(KPI)を考える 7 1年目の取組課題を抽出する 8 今後の売上、利益等の目標を現状を踏まえて設定する (中長期業績目論見) <u>Step4 戦略を実行に移す</u> 「事業戦略」に基づく実施・検証のPDCAのサイクルを回す さらには来年以降の「事業戦略」の策定に活かしていく ※事業戦略の策定に向けては、Step1からStep3の項目整理やStep4の実行に際して、財務、営業、人材確保など、企業の希望に応じて分野別の専門家もディスカッションに参加するなど、企業の経営基盤の強化や事業拡大等を目指す取組を一貫してサポートします。
受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県産業振興センター 事業戦略・デジタル化推進部 事業戦略・デジタル化推進課 TEL:088-845-6600 E-mail:jigyousenryaku@joho-kochi.or.jp URL:https://joho-kochi.or.jp

県内の中小企業者等の振興を図るため、人材の確保・養成及び販路開拓等による事業戦略、経営革新計画及び経営計画等の実現に向けた取り組みを支援します。

対象者	中小企業者、農協、NPO等
対象経費	営業力強化推進事業(新事業動向調査、販路開拓等)、人材養成・人材確保事業、海外販路開拓事業(グローバル枠)に係る経費 (例:シェアオフィス、営業代行、営業効率化のためのクラウドサービスの活用や、人材確保のための動画の作成等)
補助率	1/2以内
補助限度額	国内事業申請枠:150万円 海外事業申請枠:200万円 ※海外展開促進のための海外拠点の拡充や海外人材の育成等の経費(グローバル枠)として、別途200万円の申請が可能 ※賃上げ要件を満たす場合は、最大100万円の加算が可能
補助の要件	下記①～④のいずれかに該当すること ①高知県の承認を受けた経営革新計画を策定 ②事業戦略支援会議の承認を受けた事業戦略を策定 ③県内の商工会議所又は商工会が認定した経営計画を策定 ④「これらに準ずる事業計画」(現状分析や5年程度先の数値目標と行動計画を記載したもの)を策定
申請可能期間	経営革新計画、事業戦略、経営計画等で定めた期間内
事業期間	1年以内
申請受付期間	【国内枠】令和7年3月28日(金) 【海外枠】令和7年4月1日(火) 募集開始予定
採択事業の決定	外部有識者等による審査会にて採択事業を決定
お問い合わせ先	高知県産業振興センター 経営支援・地産地消部 経営支援・地産地消課 TEL:088-845-6600 E-mail:kigyousinkou@joho-kochi.or.jp URL: https://joho-kochi.or.jp 【経営革新計画の承認に関するお問い合わせ先】 高知県工業振興課(TEL:088-823-9724) 【事業戦略の策定に関するお問い合わせ先】 高知県産業振興センター 事業戦略・デジタル化推進部 事業戦略・デジタル化推進課 TEL:088-845-6600 E-mail:jigyousenryaku@joho-kochi.or.jp 【経営計画の認定に関するお問い合わせ先】 高知県経営支援課(TEL:088-823-9698)

「中小企業等経営強化法」に基づき、新商品や新サービスの開発・提供など新しい事業活動に取り組む特定事業者を支援するため、「経営革新計画」の承認を行っています。

対象者	県内に事業所を置く企業・団体
経営指標の条件	3年から5年の新たな事業活動の計画で「付加価値額の伸び率又は一人当たりの付加価値額が年3%以上、給与支給総額の伸び率が年1.5%以上」
承認後に受けられる支援策	低金利融資制度(政府系金融機関等)、信用保証特例など ※支援を受ける際には、それぞれの支援実施機関への別途申込・審査が必要です。
その他	高知県産業振興センター、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等で計画作成についての相談を受け付けています。
受付時期	随時
お問い合わせ先	高知県工業振興課(ものづくり支援担当) TEL:088-823-9724 E-mail: 150501@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022031700115/

県内で防災関連製品を開発・製造する企業を対象に製品の開発から販路開拓まで一貫して支援します。

対象者	防災関連製品を製造・開発している企業、 これから防災に関する取組を実施しようとしている企業、 自主防災組織 等
費用	無料
・防災製品開発 ワーキンググループ ・セミナー ・個別相談会	・防災現場のニーズに即した製品の開発につながる情報提供等を行うためのワーキンググループ活動、防災関連製品の開発や販路開拓についてのセミナー、防災関連産業アドバイザーとの個別相談等への参加機会を提供
高知家の防災製品 サポートデスク	・防災製品をお探しの企業や自治体、自主防災組織等へのメイド・イン高知の防災製品の情報提供や、県内企業から製品開発や販路開拓に関する相談に対応
認定制度	・品質や安全性の観点で審査を行う「高知県防災関連製品認定制度」の認定を受けた製品や技術は、カタログやホームページへの掲載を通じて、県内外に情報発信
県外や海外見本市でのPR	・大都市圏や海外で開催される見本市（P.16）への出展機会を提供
利用方法	お問い合わせ先までご連絡ください
受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県工業振興課（ものづくり支援担当） TEL：088-823-9724 E-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp URL：https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501/

【機械製造業】

「防災関連製品認定制度」、「新事業分野開拓者認定制度」を活用することで、県内自治体への販売実績を積み上げるとともに、県外自治体へ自社製品を納入

【食品製造業】

県外見本市への出展により、大手量販店と防災食品の商談が成立

県内事業者がものづくり分野における付加価値の高い製品・技術の創出を目的として行う、市場調査、試作、改良及び開発等に係る取組を支援します。

対象者	高知県内に本社又は主たる事業所を有する、中小企業者等 ※なお、令和7年度から製品開発事業（イノベーション推進枠）については新たに「中堅企業」を補助対象者に追加しました。
補助内容	製造業分野（日本標準産業分類における食品、生物、医薬品、ソフトウェア関連製造業を除く製品・技術）における高付加価値な製品・技術の開発に係る構想に基づき、企画、調査、試作開発、及び製品化等を推進する取組に関して、必要となる経費の一部を助成。
要件	【開発チャレンジ事業】 ・製造業分野における製品・技術の開発を目的とした、取組を行うこと（市場調査、課題検証、部分試作、改良等） 【製品開発事業】 ・製造業分野において高付加価値な製品・技術の開発を行うこと ・開発する製品・技術が、以下のいずれかに該当すること ①県内初と見込まれるもの ②社会課題の解決に貢献するもの ③ユーザーの利便性を向上させるもの ④ユーザーの経済性を向上させるもの
補助率 補助上限額	【開発チャレンジ事業】 補助率：1／2以内 補助上限額：100万円 事業期間：1年以内 【製品開発事業】 ＜一般枠＞ 補助率：1／2以内 補助上限額：1,000万円 事業期間：2年以内 人件費補助：補助額全体の1／3まで ＜イノベーション推進枠＞ 補助率：1／2以内 補助上限額：2,000万円 事業期間：2年以内 人件費補助：補助額全体の1／2まで
公募期間	・開発チャレンジ事業：令和7年5月、7月、10月、12月の各最終営業日17時 ・製品開発事業：令和7年5月、8月、11月、令和8年1月の各最終営業日17時 ※令和8年2月27日（金）最終締切（予算状況により早期に終了する可能性あり）
お問い合わせ先及び申請書提出先	高知県工業振興課（ものづくり支援担当） TEL：088-823-9724 E-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp URL：https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501/

県内製造業のグリーン化を促進するため、カーボンニュートラルに関連するセミナーの開催や公設試験研究機関による脱炭素に対応する製品・技術の開発支援を実施します。

対象者	県内製造業者
プログラム概要	・カーボンニュートラルの実現に向けた動向や制度等の紹介 ・製造業における取組事例の紹介と個別相談会の実施 ・脱炭素につながる製品や技術の開発支援 ・試験機器を活用するための技術研修の実施
お問い合わせ先	高知県工業振興課(ものづくり支援担当) TEL: 088-823-9724 E-mail: 150501@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501/ 高知県工業技術センター 資源環境課 TEL: 088-846-1651 E-mail: 151405@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/itc/organize/organize4/

紙産業技術センターでは、紙・不織布に特化した機器・設備を皆様に開放しています。試験研究用の新鋭機器を多数取り扱っており、技術指導も行っていますので、新製品の開発や技術の向上にぜひご活用ください。興味がある方、どの機器を利用すれば良いか等悩んでいる方は是非一度気軽にお問い合わせください。

対象者	製品の試作や検査等を行う県内の製造業者
設置装置	①多目的不織布製造装置+WJ裏打ちユニット (スパンレース両面処理が可能な乾式不織布の製造) ②サンプルローラーカード機 (繊維方向が揃った綿状の層に加工) ③メルトブロー不織布製造装置 (マイクロファイバーを自己接着させたシートの製造) ④熱カレンダー装置(紙、不織布等の薄肉化、均一化加工) ⑤コーター&ラミネーター(紙、フィルム等への塗工及び貼合加工) ⑥スリッター(紙、フィルム等のロールを必要なサイズ幅に裁断) ⑦レーザー加工機(紙、不織布等の裁断及び模様修飾) ⑧多目的テスト抄紙機(様々な機能紙、家庭紙の抄紙) ⑨小型抄紙機(小ロットでのテスト抄紙) ⑩大型懸垂短網抄紙機(靱皮繊維等の長繊維の抄紙) ⑪セルロースナノファイバー(CNF)製造装置 (機械解繊CNFの製造) ※その他の設備については、下記までお問い合わせください。
費用	あり(料金については、下記までお問い合わせください)
お問い合わせ先	高知県紙産業技術センター 企画調整室 TEL: 088-892-2220 E-mail: infokami@ken2.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/151406/

対象者	製品の試作や検査等を行う県内の製造業者
設置装置	・伝導EMC試験システム (機械装置の電氣的ノイズを測定) ・振動試験装置 (機械部品等の振動試験や衝撃試験) ・CAE (コンピュータを使ったシミュレーション解析) ・インクジェット方式3Dプリンタ (高精度で造形が可能な3Dプリンタ) ・CNC三次元測定装置 (形状や幾何公差を正確に測定) ・電子顕微鏡 (各種材料等の微細観察) ・蛍光X線分析装置 (固体試料を構成する元素を分析) ・熱分析装置 (試料の熱的変化を測定) ・X線回折装置 (X線照射により試料に含まれる物質を同定) ・フーリエ変換赤外分光光度計 (有機物の赤外線吸収を測定し物質を同定) ・ICP発光分光分析装置 (プラズマエネルギーにより試料に含まれる物質を分析) ・小型調理殺菌装置 (容器入り食品をレトルト殺菌) ・柑橘搾汁試験機 (様々なサイズの柑橘類の搾汁) ・精油成分抽出用減圧蒸留装置 (常温で精油成分を抽出) ・パルパーフィニッシャー (青果等の粗搾汁、仕上げふるい、固液分離) ※その他の設備については、下記までお問い合わせください。
費用	あり(料金については、下記までお問い合わせください)
お問い合わせ先	高知県工業技術センター 研究企画課 TEL: 088-846-1167 E-mail: 151405@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/itc/item/

新たな販路開拓やマーケットニーズを把握するため、中小企業等に対し展示会への出展機会を提供します。

【令和7年度高知県ブース確保の見本市】

1	防犯防災総合展 2025	R7.4.16～18	インテックス大阪
2	2025NEW環境展	R7.5.28～30	東京ビッグサイト
3	インテリアライフスタイル2025	R7.6.18～20	東京ビッグサイト
4	第4回地域防災EXPO	R7.7.2～4	東京ビッグサイト
5	第12回震災対策技術展 大阪	R7.7.3～4	マイドームおおさか
6	機械要素技術展【東京】	R7.7.9～11	幕張メッセ
7	未来ものづくり国際EXPO2025	R7.7.16～19	インテックス大阪
8	第7回名古屋オフィス防災EXPO	R7.7.23～25	ポートメッセなごや
9	第100回東京インターナショナルギフト・ショー 秋2025	R7.9.3～5	東京ビッグサイト
10	第67回大阪インターナショナルギフトショー 2025	R7.9.3～5	OMMホール
11	第28回機械要素技術展【大阪】	R7.10.1～3	インテックス大阪
12	第2回機械要素技術展【福岡】	R7.12.3～5	マリンメッセ福岡

【ミニ展示商談会】

テーマを絞り、首都圏等での商談深化を促し、成約確保に向けたサポートを行う。
(出展企業は、6社程度)

・東京3回 ・大阪3回 ・名古屋1回

問い合わせ先

高知県産業振興センター
外商推進部 外商課

TEL: 088-845-6600

E-mail: gaisyou@joho-kochi.or.jp

URL: <https://joho-kochi.or.jp>

対象者	機械・防災関連等の外商活動を行う県内事業者等
見本市	首都圏や関西、中部地方などで開催される防災分野や一次産業機械分野など専門性の高い見本市に高知県ブースを設置し、県内企業の出展サポートや販路開拓を支援 【参加要件】 対象事業者：県内に本社または主たる事業所を有する企業、個人事業者等 要件：①見本市期間中は担当者を常駐させ、積極的な営業活動を行えること ②見本市出展後のアンケート調査等に協力できること ※応募が多数の場合は、調整させていただくことがあります。 ◆令和7年度 見本市（予定） ・防犯防災総合展（4月） ・地域防災EXPO（7月） ・機械要素技術展東京（7月） ・名古屋オフィス防災EXPO（7月） ・震災対策技術展大阪（7月） ・機械要素技術展大阪（10月） ・機械要素技術展福岡（12月）
県外での技術の外商	他府県連携や単独で商談会を開催し、独自技術を持つ取引先の拡大に意欲的な企業を支援 【参加要件】 対象事業者：県内に本社または主たる事業所を有する機械金属系企業 要件：①担当者が1名以上参加し、積極的な営業活動を行えること ②商談会終了後の3年間、商談実績等の調査に協力できること ※参加申込時に提出していただく資料をもとに発注企業が面談企業を決める場合があります。 ◆令和7年度 商談会（予定） ・四国ものづくり合同商談会（徳島・11月） ・技術の外商取引拡大商談会（9月） ・関西四国合同広域商談会（京都・2月） ・工場視察商談会（随時）
お問い合わせ先	高知県産業振興センター 外商推進部 外商課 TEL：088-845-6600 E-mail：gaisyou@joho-kochi.or.jp URL：https://joho-kochi.or.jp

「高知県防災関連登録製品」として認定された製品や技術を「メイド・イン高知」の防災関連製品・技術として、国内外でPR等を行い、販売促進を支援します。

県内各地域でのPR	◆支援内容 ・市町村等の要請に応じて、地域の防災訓練等に「防災関連製品展示コーナー」を設置 ・県内地域ブロックごとに防災関連製品の展示PRを実施 ◆参加要件 ・対象事業者：防災関連登録製品を取り扱っている県内の事業者
海外でのPR	◆支援内容 ・防災インフラ技術セミナーの実施 ・現地企業等との商談会の開催 ・防災関連の見本市への出展
防災関連製品認定制度を活用した信用力のアップ	◆支援内容 メイド・イン高知の防災関連製品（技術含む）の安全性や機能性等を審査会で確認し、認定製品として登録後、カタログやポータルサイト等で県内外にPR。年2回の公募（4月～、7月～（予定）） ◆参加要件 ・対象製品：県内に本社又は主たる事業所を有する企業等が、開発又は製造した防災関連の製品、技術
防災製品サポートデスクによる相談対応及び情報提供	◆支援内容 防災関連製品に関するニーズや要望に関する相談対応や認定製品を中心とする情報提供等を実施
お問い合わせ先	高知県工業振興課（外商支援担当） TEL：088-823-9022 E-mail：150501@ken.pref.kochi.lg.jp URL：https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501/

対象者	外商活動を行う県内ものづくり事業者
実施内容	東京・大阪・名古屋に駐在する外商コーディネーターが、県内事業者の商談先の開拓、成約に向けたサポートを実施
お問い合わせ先	高知県産業振興センター 外商推進部 外商課 TEL:088-845-6600 E-mail:gaisyou@joho-kochi.or.jp URL:https://joho-kochi.or.jp/center/market.php 東京営業所 TEL: 03-6452-8830 E-mail:tokyo@joho-kochi.or.jp 東京営業所(名古屋駐在) TEL:052-684-4904 E-mail:nagoya@joho-kochi.or.jp 大阪営業本部 TEL:06-4708-3398 E-mail:osaka@joho-kochi.or.jp

県内の中小企業者が開発・生産する新規性・独創性のある新製品等を県が認定し、必要に応じて購入することで受注実績を作り、外商活動を支援します。

対象者	新規性、独創性のある製品等を製造、販売する県内の中小企業者等
対象商品	①県内に本社又は事業所等を有する中小企業等が製造・販売する製品や技術 ②県または市町村の機関における使途が見込まれるもの（モデル発注制度は、県のみ） ③販売開始後5年以内で、新規性・独創性があるもの ④これまで県または市町村の機関での受注実績がない、または少ないもの
使用後の評価	認定製品の使用後は、県がユーザーとしての立場から評価を実施します。
認定製品の公表	審査の結果、認定製品に関する情報（製品名、事業者名、製品概略等）を県が公表します。
募集時期	年1回（11月予定）
お問い合わせ先	高知県工業振興課（ものづくり支援担当） TEL : 088-823-9724 E-mail : 150501@ken.pref.kochi.lg.jp URL : https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022022400079/

海外で開催される見本市等に高知県ブースを設置し、県内企業の出展サポートや販路開拓を支援します。

対象者	県内に本社または主たる事業所を有する企業、もしくはそれらで構成する団体等
参加要件	①見本市期間中は担当者を常駐させ、積極的な営業活動を行えること ②見本市出展後のアンケート調査等に協力できること ※応募が多数の場合は、調整させていただくことがあります。 ◆令和7年度 見本市(予定) ・SUBCON THAILAND(タイ・5月) ・FBCアセアンものづくり商談会(ベトナム・9月) ・個別商談会(タイ・ベトナム・台湾) ・ショールーム展示(フランス)
お問い合わせ先	ものづくり海外展開サポートデスク (高知県産業振興センター 外商推進部 外商課 内) TEL :088-845-7700 E-mail : gaisyou@joho-kochi.or.jp URL : https://joho-kochi.or.jp/mono/kaigaisupport.html

海外展開に挑戦しようとする県内企業の総合相談窓口です。

対象者	県内の製造業を営む事業者
費用	無料
相談時間	午前8時30分から17時15分まで(月曜日から金曜日) ※土日・祝日、年末年始を除く
内容	・海外ビジネスのノウハウを有する海外支援コーディネーターによる相談対応 ・県やJETROなど施策の紹介及び各機関への橋渡し ・タイ及びベトナムに設置した現地サポートデスクと連携した支援 ・その他海外ビジネスに関すること全般
お問い合わせ先	ものづくり海外展開サポートデスク (高知県産業振興センター 外商推進部 外商課内) TEL:088-845-7700 Email: gaisyou@joho-kochi.or.jp URL: https://joho-kochi.or.jp

中小企業者等が、ものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けて、大学・公設試等と連携して行う研究開発等を支援します。

	研究開発・試作品開発
対象者	中小企業・小規模事業者を中心とした共同体 ※事業管理機関、研究等実施機関を含む2者以上で構成
補助率	中小企業者等 2／3以内 大学・公設試等 定額
補助限度額	【通常枠】 単年度4,500万円以下 2年度の合計で、7,500万円以下 3年度の合計で、9,750万円以下 【出資獲得枠】 単年度1億円以下 2年度合計で、2億円以下 3年度合計で、3億円以下
事業期間	2年度又は3年度
申請受付期間	令和7年2月17日(月)～令和7年4月18日(金)【17時締切】
お問い合わせ先	四国経済産業局 地域経済部 地域経済課 産業技術室 TEL:087-811-8518 URL: https://www.shikoku.meti.go.jp/

県内中小企業等が抱える様々な経営課題に対し、自社のアイデアや技術などの「知的財産」の側面から解決を図る無料の支援窓口を設けています。

対象者	高知県内の中小企業等
費用	無料
内容	<u>1 窓口での支援内容(会社訪問も可)</u> ・特許・商標などの先行調査 ・特許・商標などの出願手続きや維持管理 ・商品のネーミングやブランド戦略 ・営業秘密(ノウハウ)管理 ・他社との契約や社内の知財管理体制 ・海外展開、外国出願 ・模倣品・侵害対策 ・種苗法関係 ・制度紹介 ・支援機関紹介 など <u>2 窓口派遣専門家による支援</u> 毎月、弁理士が4回、弁護士が2回相談会を開催します。 <u>3 企業派遣専門家による支援</u> 企業の課題に応じて、弁理士や弁護士のほか、デザインコンサルタントやブランド専門家、海外知財専門家等を現地へ派遣し、課題解決を支援します。
お問い合わせ先	INPIT高知県知財総合支援窓口 (運営:(株)タスクールPlus) TEL:088-803-6114 URL:https://chizai-portal.inpit.go.jp/madoguchi/kochi/

戦略的な外国出願を促進するため、外国への事業展開等を計画している中小企業者等の外国出願に係る費用を支援します。

対象者	県内に事業所を有する中小企業者等であって、知的財産を活用して海外での事業展開を計画しているもの ※地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、事業協同組合等、商工会、商工会議所及びNPO法人を含む
対象経費	① 外国特許庁への出願手数料 特許・実用新案：各国への直接出願費用、PCT国際出願の国内移行費用 商標：各国への直接出願費用、マドプロ出願費用 意匠：各国への直接出願費用、ハーグ出願費用 ② ①に要する国内代理人・現地代理人費用 ③ ①に要する翻訳費用
補助率	対象経費 × 1/2 以内
補助限度額	① 1企業に対する上限額：300万円（複数案件の場合） ② 1案件ごとの上限額 特許：150万円 実用新案・意匠・商標：60万円 冒認対策商標：30万円
補助の要件	(1) 応募時に既に日本国特許庁に対して特許、実用新案、意匠又は商標出願済みであり、採択後に同内容の出願を優先権を主張して外国へ公募毎に指定する期限までに出願を行う予定の案件であること (2) 先行技術調査等の結果からみて、外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないこと (3) 外国で権利が成立した場合等において「当該権利を活用した事業展開を計画している」又は「商標出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している」こと (4) 外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること
申請受付期間	令和7年度は5月中旬頃募集開始予定
お問い合わせ先	一般社団法人高知県発明協会 TEL: 088-845-7664 URL: https://sites.google.com/site/kochijiii/home

県内中小企業等の生産性や付加価値の向上を図るため、デジタル化の事例の紹介とデジタル技術を活用した取り組みを支援します。

対象者	高知県内の中小企業等
費用	無料
内容	生産性や付加価値の向上など、企業の事業活動における段階に応じた経営課題の解決にデジタル技術を活用する取り組みを支援します。 <u>1 事例集による広報PR</u> 身近な県内企業のデジタル化の取組事例を紹介することで、デジタル化の意識向上を図ります。 ●産業振興センター WEBサイト:「デジタル化導入成功事例集」(デジタル化相談窓口) URL:https://joho-kochi.or.jp/digital/kochi_digitaljirei.php <u>2 相談受付</u> 企業のデジタル化の取り組みに関するあらゆる相談に対応し、相談内容に応じたアドバイスなどを行います。 ・デジタル化に対する助言 ・助成制度や支援機関の紹介・案内 など <u>3 デジタル技術活用の取り組みへの伴走支援</u> 高知県産業振興センターや商工会議所・商工会などの各支援機関が実施する「事業戦略」や「経営計画」の策定・実行支援に併せて、デジタル技術の活用の取り組みを支援します。 (1)デジタル化計画策定・実行の伴走支援 デジタル化の専門知識を有するコーディネーターが、企業の経営課題の解決に向けたデジタル化計画の策定・実行を伴走支援します。 (2)全体最適化に向けた伴走支援 ①個社ごとの支援チームの編成 会社全体の課題解決につながるデジタル化に取り組む企業に対しては、支援チームを編成してデジタル化の視点で事業戦略の磨き上げを支援します。 ②DX戦略アドバイザーによる支援 企業のDX化に向けた体制づくりや業務の変革などの経営判断を後押しします。 ③DX認定取得の支援 経済産業省の「DX認定」の取得を支援します。
お問い合わせ先	高知県産業振興センター 事業戦略・デジタル化推進課 TEL:088-845-6600 E-Mail: digital@joho-kochi.or.jp URL: https://joho-kochi.or.jp/digital/

物価高騰によって実質的な賃金が減少している中、給与等の増額又は非正規雇用労働者の正規雇用転換を行う県内中堅企業及び中小企業者等のデジタル技術や省力化機械装置への投資を通じた生産性向上の取り組みを支援します。

対象者	県内に本社又は主たる事業所を有する中堅企業・中小企業者等
対象経費	・ソフトウェア、ハードウェア（機械装置含む）の導入にかかる経費 ※ソフトウェア導入にあたって付随的に必要となる経費を含む ※PC、タブレット等のみの導入は除く
補助率	①一般枠：1/2以内 ②加速枠：1/2以内 ③国補助金上乘せ枠：1/12～1/4以内
補助限度額	①一般枠：10万円（下限）～上限450万円 ②加速枠：450万円超～上限2,500万円 ③国補助金上乘せ枠：上限1,000万円 ※ただし、補助対象の国補助金との合計で補助対象経費の3/4以内となること
補助の要件	＜①一般枠、②加速枠＞ ア 給与支給総額の増加 又は非正規雇用労働者の正規雇用転換 ・給与支給総額の増加：①一般枠：1.5%/年、②加速枠：4.0%/年 ・正規雇用転換：①一般枠：1名以上、②加速枠：2名以上 イ 付加価値額の増加：①一般枠：1.5%/年、②加速枠：3.0%/年 ウ 事業計画（事業戦略、経営計画等）の策定 エ デジタル化計画の策定 ※小規模事業者が補助金額100万円以下の申請を行う場合は、上記ア及びウの要件を省略可能 ＜③国補助金上乘せ枠＞ 「IT導入補助金」、「ものづくり補助金」、「中小企業省力化投資補助金」において、補助事業の「実施場所」を高知県として交付決定を受けていること
事業期間	令和8年1月31日まで
申請受付期間	＜①一般枠＞ ・一次公募：令和7年4月10日（木）～5月14日（水）17:00【必着】 ・二次公募：令和7年6月上旬頃（予定） ・三次公募：令和7年7月下旬頃（予定） ※公募日程は予定であり、変更となる可能性があります ＜②加速枠＞ ・一次公募：令和7年4月10日（木）～5月14日（水）17:00【必着】 ※公募日程は予定であり、変更となる可能性があります ＜③国補助金上乘せ枠＞ ・令和7年4月10日（木）～8月29日（金）17:00【必着】 ※申請は随時受付し、予算の上限に達し次第、受付を終了します
お問い合わせ先	高知県産業振興センター デジタル技術活用促進事業事務局 TEL：088-846-7087 E-Mail：digi-sho@joho-kochi.or.jp URL：https://joho-kochi.or.jp/digital/hojokin.php

- ・県内企業のデジタル化の取り組みを応援するため、デジタル技術に関する知識や技術を持つ社内デジタル人材を育成する講座を開催します。
- ・講座の詳細は、下の「お問い合わせ先」のURLから「高知デジタルカレッジ」ホームページをご覧ください。

対象者	デジタル技術に関する知識や技術の習得を目指す県内事業者
内容	●ビジネスで使えるデジタル入門講座(仮) (概要)自身の業務についての課題を見いだし解決策を考える力を養い、業務で役立つデジタルツールに関する各種情報や業務への導入事例、具体的な使い方などを学ぶ講座 (対象)県内事業者(小規模事業者・初心者向け) (開催方法・場所)現地集合・県内4カ所 ●デジタル化推進セミナー (概要)デジタル化の必要性や取組事例といった、デジタル化に取り組む際の参考となる情報を提供するセミナー (対象)県内事業者の経営層や部門長など、社内のデジタル化を企画・実践する方 (開催方法)オンライン(予定) ●デジタルリテラシー講座 (概要)社内のデジタル化について検討・企画し実行するために必要な知識・スキルを身につけ、社内のデジタル化を実践できる人材を育成する講座 (対象)県内事業者の経営層や部門長など、社内のデジタル化を企画・実践する方 (開催方法・場所)主にオンライン(一部現地集合・高知市内予定)
お問い合わせ先	高知県産業デジタル化推進課(デジタル人材育成担当) TEL:088-823-9751 E-mail:152001@ken.pref.kochi.lg.jp URL:https://kochi-digital-college.jp/

業務の効率化やDXの推進、セキュリティ対策に向けたITツール等の導入費用を支援します。

対象者	中小企業・小規模事業者等(会社法人だけでなく、医療法人、社会福祉法人、学校法人、商工会、商工会議所、財団法人、特定非営利活動法人等も対象)			
対象経費	【通常枠】 ソフトウェア購入費、クラウド [※] 利用料(最大2年分)、導入関連費 【インボイス枠(インボイス対応類型)】 ソフトウェア購入費、クラウド [※] 利用料(最大2年分)、導入関連費、ハードウェア購入費 【セキュリティ対策推進枠】 サイバーセキュリティサービス利用料			
補助率・補助額	【通常枠】 事業のデジタル化を目的としたソフトウェアやシステムの導入			
	補助率		補助額	
	1/2以内(中小企業)		1プロセス以上 : 5万円～150万円未満	
	2/3以内(最低賃金近傍の事業者*)		4プロセス以上 : 150万円～450万円以下	
	*3ヶ月以上最低賃金+50円以内で雇用している従業員数が、全従業員数の30%以上の事業者			
	【インボイス枠(インボイス対応類型)】			
	補助率		補助額	
	4/5以内(小規模事業者)		50万円以下	
	3/4以内(中小企業)			
	2/3以内		50万円超～350万円以下	
PC・ハードウェア等				
補助対象		補助率	補助額	
PC・タブレット等		1/2以内	10万円以下	
レジ・券売機等			20万円以下	
【セキュリティ対策推進枠】 サイバーセキュリティサービス利用料:5万円～150万円(1/3～2/3以内) など				
補助の要件	【通常枠】 「給与支給総額の年平均成長率1.5%以上」、「地域別最低賃金+30円以上」を満たす事業計画を策定し、実行すること等が要件(150万円以上の補助金を申請する場合) 【インボイス枠(インボイス対応類型)】【セキュリティ対策推進枠】 「給与支給総額の年平均成長率1.5%以上」、「地域別最低賃金+30円以上」を満たす事業計画を策定し、実行すること等が要件			
申請受付期間	申請開始日: 令和7年3月31日			
		一次締切	二次締切	三次締切
	締切日	令和7年5月12日	令和7年6月16日	令和7年7月18日
	事業実施期間	令和7年12月26日まで	令和8年1月30日まで	令和8年2月27日まで
お問い合わせ先	IT導入補助金2025事務局 コールセンター TEL:0570-666-376(IP電話等からの問い合わせ先 050-3133-3272) URL: https://it-shien.smrj.go.jp/			

県内製造業の方々の生産現場の効率化や付加価値の向上につなげるロボット・AI・IoT等を活用したスマートものづくりの導入と実践できる人材の育成の支援します。

対象者	生産現場の改善に向けた取組を行う県内製造業事業者
活動概要	①ロボット導入の具体的なプロセスや成功事例の紹介 成功事例や課題解決事例の紹介するセミナーにより、自社における導入手順の具体化と有効利用できていない既存ロボット等の再活用を促進する ②デジタル技術による現場改善事例の紹介（中小製造業対象） 生産性向上推進アドバイザーと協働のうえ課題を整理し、解決ツールの製作や実証につなげる ③デジタル技術の活用を目的とした事例に基づくハンズオン研修 ・生成AI活用 ・3D CAD、3Dプリンタ、3Dスキャナ活用 など ④最新技術、製品、活用事例を紹介する展示発表会の開催
お問い合わせ先	高知県工業技術センター 生産技術課 TEL:088-846-1653 E-mail:151405@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/itc/

対象者	県内に事業所を置く企業・団体
高知県ワークライフバランス推進企業認証制度	誰もが働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりを目指し、「次世代育成支援」「男性育休推進」「介護支援」「年次有給休暇の取得促進」「女性の活躍推進」「健康経営」に積極的に取り組んでいる企業を県が認証する制度 【対象者】 県内に事業所を置く企業・団体 【認証に向けた支援策】 高知県ワークライフバランス推進アドバイザー（社会保険労務士）が、認証に向けて一般事業主行動計画の策定等を支援します。
働き方改革トップセミナー	女性など多様な人材の活躍や、新たな働き方の推進などをテーマにした経営者向けセミナーを開催します。 【対象者】 県内の企業経営者、人事・労務管理者など
働き方改革普及促進事業	①高知県登録働き方改革コンサルタントによる伴走支援 県内在住の社会保険労務士等の国家資格保有者による働き方改革に係る個別コンサルティングを実施します。 【対象者】県内企業25社（予定） ②多様な働き方導入支援 中山間地域に所在する企業や小規模企業を対象とした働き方改革に関する個別コンサルティング（2社（予定））を実施します。 ③職務基準の人事制度導入支援 賃金制度と連動した人事評価制度の導入を支援するセミナー及び研修会を開催します。 【対象者】県内企業 10社（予定） ④属人化解消支援 男性育休をはじめとする休暇が取得しやすい環境整備、生産性の向上を目的として、業務の属人化解消や複数業務を担えるようにする取組を進めるための研修会を開催します。 【対象者】県内企業10社（予定）
費用	無料
お問い合わせ先	高知県雇用労働政策課（働き方改革担当） TEL:088-823-9764 E-mail:151301@ken.pref.kochi.lg.jp URL:https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/151301/

対象事業者	県内に本社又は主たる事業所(支社や営業所、工場等)を有する中小企業者等
補助対象経費	1 ハード事業(施設・設備等整備) 女性用トイレ整備(和式の洋式化含む)、キッズルーム整備、外国人材が居住する住居の改修、フリーアドレス化 等 2 ソフト事業 (就業規則、ハラスメント規定等関連規定の見直し・作成及び環境整備に係る助言等)
補助率	1 ハード事業 1/2以内(WLB認証企業:2/3以内、男性育休部門取得及び正社員化企業:3/4以内) 2 ソフト事業 (1)就業規則等の見直し・作成 1/2以内(WLB認証企業:2/3以内、男性育休部門取得及び正社員化企業:3/4以内) (2)高知県登録働き方改革コンサルタントの派遣等 定額
補助限度額	1 ハード事業 600万円 2 ソフト事業 (1)就業規則等の見直し・作成 10万円 (2)高知県登録働き方改革コンサルタントの派遣等 5万円
補助要件	・就業規則を作成し労働基準監督署へ届出済み (または、作成予定)であること ・常時雇用する従業員を1名以上有していること など
お問い合わせ先	高知県雇用労働政策課(働き方改革担当) TEL:088-823-9764 E-mail:151301@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/151301/

中小企業等が行う「革新的な製品・サービス開発」又は「海外需要開拓」に必要な設備・システム投資等を支援する。

対象者	中小企業・小規模事業者(中小企業による共同体含む、業種不問)、 特定非営利活動法人(一定の要件あり)、社会福祉法人
対象事業	中小企業・小規模事業者等が今後複数年にわたる相次ぐ制度変更に対応するため、中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的な新製品・新サービス開発や海外需要開拓を行うための設備投資等
補助上限額	①製品・サービス高付加価値化枠 750万円～2,500万円 (※従業員規模で異なる) ②グローバル枠 3,000万円
補助率	①1/2(小規模企業者・小規模事業者、再生事業者 2/3) ②1/2(小規模企業者・小規模事業者 2/3)
特例要件	(1)大幅な賃上げに係る補助上限額引上げ:補助上限額100万円～1,000万円上乘せ (2)最低賃金引上げに係る補助率引上げ:補助率2/3に引上げ
対象経費	機械装置・システム構築費(必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、知的財産権等関連経費 ②のうち、海外市場開拓(輸出)に関する事業のみ:海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費も追加
補助の要件	●事業計画期間において、発注・納入・検収・支払等のすべての事業の手続きが期間内に完了する事業であること。 ●以下の要件をすべて満たす3～5年の事業計画を策定していること。 ・付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加 ・給与支給総額の年平均成長率が+2.0%以上増加又は 1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上 ・事業場内最低賃金を、毎年、地域別最低賃金+30円以上の水準 ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ) ※②は追加要件あり
事業期間	交付決定日から10ヶ月以内(ただし、採択発表日から12ヶ月後の日まで) ※②は、交付決定日12ヶ月以内(ただし、採択発表日から14ヶ月後の日まで)
申請受付期間	令和7年4月11日(金)17時から4月25日(金)17時(19次締切) ※4月以降の締切は、随時、下記のものづくり補助金HPに公表されます。
お問い合わせ先	ものづくり補助金事務局サポートセンター TEL:050-3821-7013(10:00～17:00(土日祝日を除く)) URL: https://portal.monodukuri-hojo.jp/index.html 高知県中小企業団体中央会 ものづくり補助金事業推進室 TEL:088-845-6222(8:30～17:00(土日祝日を除く))

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果があるデジタル技術等を活用した設備を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、省力化投資を促進します。

対象者	中小企業・小規模事業者(組合等の中小企業による共同体含む)、特定非営利活動法人・社会福祉法人等(一定の要件あり) ※一次産業は対象外
補助上限額	従業員数 5人以下 : 750万円(1,000万円) 従業員数 6～20人 : 1,500万円(2,000万円) 従業員数 21～50人 : 3,000万円(4,000万円) 従業員数 51～100人 : 5,000万円(6,500万円) 従業員数 101人以上 : 8,000万円(1億円) ※括弧書きは大幅な賃上げを行う場合
補助率	補助金額が1,500万円まで : 1/2※ 補助金額が1,500万円を超える部分 : 1/3 ※小規模企業者・小規模事業者、再生事業者、最低賃金引き上げを行う場合は2/3)
対象経費	機械装置・システム構築費(50万円(税抜)以上の設備投資が必須)、技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、外注費、知的財産権等関連経費
補助の要件	①労働生産性の年平均成長率+4.0%以上増加 ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が事業実施都道府県における最低賃金の直近5年間の年平均成長率以上、又は給与支給総額の年平均成長率+2.0%以上増加 ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準 ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等(従業員21名以上の場合のみ) ※最低賃金引上げ特例適用事業者の場合、基本要件は①、②、④のみ
事業期間	交付決定日から18ヶ月以内
申請受付期間	申請受付開始以降のスケジュールにつきましては追ってHPでお知らせいたします
その他	・申請には「gBizIDプライム」アカウント(ID・パスワード等)が必要です
お問い合わせ先	中小企業省力化投資補助事業 コールセンター TEL: 0570-099-660(9:30～17:30(土・日・祝日を除く)) URL: https://shoryokuka.smrj.go.jp/ippan/ (補助金HP) 高知県中小企業団体中央会 省力化補助金事業推進室 TEL: 088-845-8890(8:30～17:00(土日祝日を除く))

活
用
例

- 通信販売事業者において、オンラインショッピングの顧客数・購買量の増加に対応するため、自動梱包機と倉庫管理システムをオーダーメイドで開発・導入
- 自動車関連部品製造事業者において、検査が難しい微細な部品製造を効率的に行うため、現場に合わせ、最新のデジタルカメラやAI技術を活用した自動外観検査装置を導入

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等がIoT・ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を支援します。

対象者	中小企業・小規模事業者(組合等の中小企業による共同体含む)、特定非営利活動法人・社会福祉法人等(一定の要件あり) ※一次産業は対象外
補助上限額	①従業員数 5人以下 : 200万円(300万円) ②従業員数 6～20人以下 : 500万円(750万円) ③従業員数 21人以上 : 1,000万円(1,500万円) ※括弧書きは大幅な賃上げを行う場合
補助率	1/2以下
対象経費	●省力化製品として登録されている機械装置、工具・器具(測定工具・検査工具等)及びそれに付随する専用ソフトウェア・情報システム等の購入に要する経費 ●省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用(製品本体価格の2割まで対象)
補助の要件	●補助金HPに公開する補助対象製品のリスト(カタログ)に登録された製品から選んで省力化のための設備投資を行い、労働生産性を年平均成長率 3%以上向上させる3年間の事業計画を策定すること ●大幅な賃上げ(補助上限額の引き上げ)を行う場合は、事業実績報告までに給与支給総額年率6%以上かつ事業場内最低賃金45円以上の賃上げに取り組むこと
事業期間	交付決定日から原則12ヶ月以内
申請受付期間	随時受付中(令和8年9月末頃まで(予定))
その他	・申請には「gBizIDプライム」アカウント(ID・パスワード等)が必要です ・補助対象となる省力化製品は下記の補助金HPよりご確認ください ・本補助金の申請は、省力化製品を取り扱う販売事業者との共同申請です
お問い合わせ先	中小企業省力化投資補助事業 コールセンター TEL: 0570-099-660(9:30～17:30(土・日・祝日を除く)) URL: https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/ (補助金HP) 高知県中小企業団体中央会 省力化補助金事業推進室 TEL: 088-845-8890(8:30～17:00(土日祝日を除く))

活 用 例

- ・清掃業務の省人化を図るため、清掃ロボットを導入
- ・飲食店等において注文受付の省力化を図るため券売機を導入
- ・スーパー等の惣菜部門の省力化のためスチームコンベクションオーブン(プログラム機能付き調理器具)を導入
- ・ホテルや飲食店、小売店の精算業務等を無人化するため、自動チェックイン機や券売機、自動精算機を導入

生産性の向上に資する設備投資を行う企業を支援します。

対象者	経営計画等に基づき生産性の向上に資する設備投資を融資を受けて行う県内中小企業者等						
対象資金	設備資金						
要件等	制度	①経営計画・事業戦略型		②先端設備等導入計画型		③生産性向上計画型	
	枠	一般枠	脱炭素化枠	一般枠	脱炭素化枠	一般枠	脱炭素化枠
	業種	限定なし		限定なし		製造業のみ	
	要件	経営計画（商工会・商工会議所認定）又は事業戦略（産業振興センター認定）策定	左記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること	経営計画又は事業戦略策定＋先端設備等導入計画（市町村認定）又は経営革新計画（県承認）策定	左記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること	経営計画又は事業戦略策定＋生産性向上計画策定	左記の計画に、脱炭素化に関する目標等をグリーン診断（省エネ診断）※をもとに、具体的に記載すること
	利子補給の対象融資額上限（1件あたり）	2,000万円		5,000万円		1億円	
	補給期間	10年以内					
	補給率	一般枠：0.5%以内 脱炭素化枠：1.0%以内					
	融資枠	一般枠：15億円 脱炭素化枠：15億円					
	※グリーン診断（省エネ診断）とは、一般財団法人省エネルギーセンター、経済産業省資源エネルギー庁の「地域エネルギー利用最適化取組支援事業」で採択された「省エネお助け隊」若しくは「令和6年度補正予算 中小企業等エネルギー利用最適化推進事業費」の登録診断機関又は高知県地球温暖化防止県民会議が行うエネルギー利用の最適化等に係る診断をいう。						
取扱金融機関	県と利子補給契約を締結した金融機関						
お問い合わせ先	高知県経営支援課（金融担当） TEL:088-823-9695 E-mail:150401@ken.pref.kochi.lg.jp URL:https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401/						

本県への企業立地を促進します。(工場等の新設又は増設)

対象者	製造業を営む事業者
補助の要件	・投資額(投資にかかる固定資産額の総額)が5,000万円以上であること ・雇用保険の対象となる者のうち、高知県内に居住する常用雇用者(※1)を操業開始後1年以内に10人以上(※2)新たに雇用すること ・企業指定(補助の資格認定)を受けた日から3年以内に操業を開始すること (※1)1週間の所定労働時間が20時間以上で6ヶ月以上の継続雇用が見込まれる者で出入国管理及び難民認定法に規定される一部の在留資格を有する者を含む。 (※2)地域資源活用型産業(主要原材料の6割以上が県内産の農林水産物又は水資源の場合)は5人以上
対象経費	・土地の取得費 ・減価償却資産の取得費(建物及び附属設備、構築物、機械装置、車両運搬具、工具器具備品) ※取得費にはファイナンス・リースによる取得原価相当額を含む ※工場立地法の届出を要する特定工場については、福利環境施設の整備取得費も補助対象となる
補助率	補助対象経費 × 10～25% 〔 ・基本補助率:業種に応じて10%又は15% ・土地の取得、賃借を伴う場合:基本補助率+5% ・投資額1億円以上かつ新規雇用者数20人以上:基本補助率+5% 〕
補助限度額	50億円
雇用奨励金	県内新規雇用者数 × 100万円(正規)又は80万円(非正規) ※1週間の所定労働時間が30時間以上で6ヶ月以上継続雇用された者
申請受付期間	随時募集 (事業着手の30日前までに立地企業指定申請書を提出すること)
お問い合わせ先	高知県企業誘致課 TEL:088-823-9693 E-mail:150201@ken.pref.kochi.lg.jp URL:https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150201/

事務系企業の県内への立地を促進します。

対象事業	バックオフィス事業、コンタクトセンター事業、IT・コンテンツ事業
補助の要件	・県内での事業所の取得又は賃借開始後、原則として1年以内に事業所の操業を開始する者であること ・企業指定を受けた日から操業開始後1年までの間に3人以上（ただし、中山間地域での立地については2人以上）の県内新規雇用を実施する者であること 等
対象経費	・建物賃借料 ・通信費 ・人材研修費 ・人材募集費 ・事務所の改修費 ・設備の取得費
補助率	補助対象経費×20～50%
補助限度額	10億円 （ただし、中山間地域への立地の場合は1.5億円）
事業期間	最長5年間
雇用奨励金	被保険者（期間の定めのない）1名につき120万円 等
申請受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県企業誘致課 TEL:088-823-9693 E-mail:150201@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150201/

産業振興計画に取り組む企業を支援します。

対象者	産業振興計画の事業や目標に沿った事業を行う、又は行おうとする方（農林漁業、金融・保険業、風俗営業などを除く）		
対象資金	設備資金、運転資金		
償還期間 (据置期間) 貸付利率 保証料率	償還期間 (据置期間)	7年 (1年以内)	10年 (2年以内)
	貸付利率※1	2.63%以内 (変動)	2.78%以内 (変動)
	保証料率	0.30%※2	0.25%※2
	※1 貸付利率は商工会又は商工会議所の認定があれば△0.2%、「こうちSDGs推進企業登録制度」の登録があれば△0.1%（併用可能） ※2 標準的な事業者の場合の保証料率です。 経営状況により異なる保証料率（0.11%～0.49%）が適用されます。 ※3 セーフティネット保証利用の際は貸付利率・保証料率が異なりますのでお問い合わせください。		
貸付限度額	1億円		
申込み先	四国銀行、高知銀行、高知信用金庫、 幡多信用金庫、商工組合中央金庫、日本政策金融公庫		
お問い合わせ先	高知県経営支援課（金融担当） TEL: 088-823-9695 E-mail: 150401@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401/		

対象者	脱炭素化(省エネ化含む)、デジタル化、グリーン化に関する取組を行う事業者				
対象資金	設備資金				
貸付限度額	1億円				
償還期間 (据置期間) 貸付利率 保証料率	償還期間 (据置期間)	7年以内 (1年以内)	10年以内 (2年以内)	15年以内 (3年以内) ※1	20年以内 (3年以内) ※1
	貸付利率	2.27%以内 (変動)	2.47%以内 (変動)	2.67%以内 (変動)	2.87%以内 (変動)
	保証料率	0.30% ※2	0.25% ※2	0.25% ※2	0.25% ※2
	※1 15年、20年は脱炭素化のみ ※2 標準的な事業者の場合の保証料率です。 経営状況により異なる保証料率(0.11%~0.49%)が適用されます。				
お問い合わせ先	高知県経営支援課(金融担当) TEL: 088-823-9695 E-mail: 150401@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401/				

南海トラフ地震に備えるため、県内中小企業（製造業）の耐震診断等に要する費用を支援します。

対象者	県内で製造業を営む中小企業者であって、BCP（事業継続計画）を策定しているもの
対象事業	①耐震診断 ②耐震設計・建替設計
対象建築物	・製造業を営むための事務所、工場等であること ・昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること 等
補助率	対象経費 × 2／3以内
補助限度額	①耐震診断：133. 3万円 ※耐震診断以外に必要な費用（耐震診断結果の評定にかかる手数料等）については100万円を限度に加算できる ②耐震設計・建替設計：200万円
補助の要件	耐震診断及び耐震設計の内容に関し、四国耐震診断評定委員会等の評定を受け、適切と評価を受けること
申請受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県商工政策課（企画担当） TEL：088-823-9283 E-mail：151401@ken.pref.kochi.lg.jp URL：https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/taisinnsinndann/

自然災害の発生時等に、県内商工業者が従業員や家族の生活を守り、事業を継続させることができるように、BCP(事業継続計画)や、簡易版BCPとも言われる事業継続力強化計画の策定支援に取り組んでいます。

1. 策定講座等	(1)事業継続力強化計画(ジギョケイ)策定講座 ・「簡易版BCP」とも言われるジギョケイを策定する講座です ・ジギョケイはBCPよりも検討項目が少なく、簡易に作成できます ・令和7年度 3回開催予定 (2)自然災害BCP策定講座 ・本格的なBCPを策定するための具体的な手法を、ワークショップ等を交えて学ぶ実践的な講座です ・令和7年度 2回開催予定 (3)自然災害BCP訓練講座 ・自社でBCP訓練を実施するための手法やノウハウを学べる講座です ・令和7年度 2回開催予定 ※いずれも1回完結、オンライン参加可 ※策定講座は、完成までフォローします
2. 手引きなど	(1)BCP策定のための手引き ・より多くの県内事業者の方々にBCP策定に取り組んでいただきますよう、BCP策定のための手引書を公開しています (2)BCP訓練マニュアル ・事業継続マネジメント(BCM)の取り組みを進めていただくよう、机上型事業継続訓練マニュアルを公開しています
3. 「超」簡易版BCP	・これから対策を始めようとする事業者の方や、小規模な事業者の方向けに、策定する項目を最小限に絞った「超」簡易版BCPの様式を公開しています。
お問い合わせ先	高知県商工政策課(企画担当) TEL:088-823-9283 E-mail:151401@ken.pref.kochi.lg.jp URL https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025031100077/

対象者	南海トラフ地震対策または節電対策を行う県内の中小企業者（農林漁業、金融・保険業、風俗営業などを除く）			
対象事業	・耐震診断、耐震設計 ・事業用施設の地震対策（例：耐震工事、建替え工事、ガソリンスタンドの貯蔵タンクの補強） ・設備の地震対策（例：機械の転倒防止措置、消防用設備の導入） ・浸水を防ぐためのかさ上げや移転 ・節電や使用最大電力の抑制（ピークカット）に役立つ設備の導入（例：LED照明、省エネ空調、自家発電装置、二重サッシ、断熱塗装など）			
償還期間 （据置期間） 貸付利率 保証料率	償還期間 （据置期間）	10年以内 （3年以内）	15年以内 （3年以内）	20年以内 （3年以内）
	貸付利率	2.37%以内 （変動）	2.57%以内 （変動）	2.77%以内 （変動）
	保証料率	0.11%～0.34%		
貸付限度額	8,000万円			
申込み先	取扱金融機関又は高知県信用保証協会			
お問い合わせ先	高知県経営支援課（金融担当） TEL：088-823-9695 E-mail：150401@ken.pref.kochi.lg.jp URL：https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401/			

外国人材の受け入れを検討中または雇用中の県内事業者等の外国人材雇用相談窓口(愛称:ふおれこ(Foreco)※)

※Foreign(外国) + employment(雇用) + consultation(相談)

高知県
外国人材雇用相談窓口

ふおれこ

Foreco

対象者	外国人材の雇用を検討中または雇用中の県内事業者等
相談内容	技能実習制度及び特定技能制度や在留資格の説明、県内監理団体等の紹介
受付方法	電話またはメールにて受付(詳細は下記「相談の流れ」参照)
相談費用	無料 (行政機関への申請書類の作成代行などを行う場合は有料)
相談の流れ	下記の電話及びメールで受付後、改めて担当する行政書士が電話でご連絡します ○電話による相談 088-802-2343(高知県行政書士会) ※お電話の際は、「外国人材についての相談」とお伝えください ※受付対応日時: 平日午前9時～午後4時 ○メールによる相談 info@kochi-gyosei.jp(高知県行政書士会) ※件名: 外国人材についての相談 ※事業者名、担当者名、電話番号を記載してください
受付時間	平日の午前9時から午後4時まで ※電話及びメールで受付後、担当する行政書士から連絡 ※基本は電話での対応とし、必要に応じて相談者が行政書士の事務所や行政書士会の事務所を訪問して対面での相談が可能
窓口の詳細	高知県商工政策課(外国人材受入推進室)ホームページ URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025022800375/

外国人材を受け入れる事業者等の受入環境整備を支援します。

対象者	県内の事業所において外国人材を雇用している法人又は個人
対象事業	①ビジネススキル等を向上させる研修の受講 (土佐MBA、GLOBISなど) ②技能を向上させる訓練の受講(民間研修機関) ③業務に関する日本語能力を向上させる研修の受講
補助率	1/3以内 ※「こうち外国人材優良サポート事業者認証制度実施要綱」に基づく認証を受けた事業者については1/2以内
補助金上限額	外国人材1人当たり10万円
補助対象経費	受講料、施設使用料、通訳料等(謝金)、宿泊料※1、交通費※2等 ※1 宿泊料の上限は一人一泊あたり11,000円(税込) ※2 宿泊施設～研修施設間の往復に係る交通費に限る
お問い合わせ先	高知県商工政策課(外国人材受入推進室) TEL:088-823-9643 E-mail:151401@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024053100065/

県内企業が自社の課題を解決し、「攻めの経営」に転換を図っていくため、高いスキルを有する外部人材と県内企業とのマッチング支援を行う

対象者	県内中小企業者等																
費用	紹介料は無料（一部有料） ※プロフェッショナル人材を活用するために必要となる人材紹介手数料や交通費、報酬等の経費に対する助成制度あり（下記参照）																
内容	1 プロフェッショナル人材とは ・高いスキルや豊富な経験を活かし、経営者の右腕として経営マネジメントや新分野展開、販路拡大等に携わり、地域企業の課題解決と積極的な「攻めの経営」への転換を支援する人材 ・プロフェッショナル人材の勤務形態は、常時雇用だけではなく、副業・兼業など、多様な働き方が可能 2 プロフェッショナル人材の業務例 生産効率の向上、人事制度の構築、デジタル活用による事務部門の効率化、販路拡大、人材育成、その他 3 プロフェッショナル人材獲得までのステップ ① プロフェッショナル人材戦略拠点の担当者等が、企業の経営者との対話（企業訪問）を通じて、経営課題や求人ニーズを明確化 ② プロフェッショナル人材戦略拠点から企業に候補者を紹介 または企業が人材紹介会社等を通じて人材を募集 ③ 企業が候補者の中から最もニーズに合う人材を選考 4 プロフェッショナル人材（プロ人材）の活用に関する助成制度 （地域外プロフェッショナル人材活用促進事業費助成金） <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>副業・兼業プロ人材活用促進枠</th><th>一般枠</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>助成対象者</td><td>はじめて副業・兼業プロ人材を活用する中堅・中小企業者</td><td>副業・兼業以外のプロ人材、2回目以降の副業・兼業プロ人材を活用する中堅・中小企業者</td></tr> <tr> <td>助成率</td><td>4/5以内</td><td>1/2以内</td></tr> <tr> <td>助成上限額</td><td>50万円</td><td>30万円</td></tr> <tr> <td>助成対象経費</td><td> ・人材紹介会社への手数料 ・交通宿泊費 ・プロ人材の報酬（最大5か月分） </td><td> ・人材紹介会社への手数料 ・交通宿泊費 </td></tr> </tbody> </table>			副業・兼業プロ人材活用促進枠	一般枠	助成対象者	はじめて副業・兼業プロ人材を活用する中堅・中小企業者	副業・兼業以外のプロ人材、2回目以降の副業・兼業プロ人材を活用する中堅・中小企業者	助成率	4/5以内	1/2以内	助成上限額	50万円	30万円	助成対象経費	・人材紹介会社への手数料 ・交通宿泊費 ・プロ人材の報酬（最大5か月分）	・人材紹介会社への手数料 ・交通宿泊費
	副業・兼業プロ人材活用促進枠	一般枠															
助成対象者	はじめて副業・兼業プロ人材を活用する中堅・中小企業者	副業・兼業以外のプロ人材、2回目以降の副業・兼業プロ人材を活用する中堅・中小企業者															
助成率	4/5以内	1/2以内															
助成上限額	50万円	30万円															
助成対象経費	・人材紹介会社への手数料 ・交通宿泊費 ・プロ人材の報酬（最大5か月分）	・人材紹介会社への手数料 ・交通宿泊費															
受付期間	随時受付 ※助成金の申請期限は令和8年1月30日まで																
お問い合わせ先	高知県UIターンサポートセンター内 高知県プロフェッショナル人材戦略拠点 TEL: 088-855-7748 URL: https://kochi-iju.jp/jinzai/pro/																

「困りごとを解決する人材がない」とお悩みの経営者の皆様、ぜひお気軽にご相談ください。

工業技術センターでは、研修の実施等を通じて、技術スキルの向上をめざした人材育成、企業の具体的な改善活動の促進、そして企業の自立的・継続的な取り組みを目指した支援をしています。

対象者	生産性の向上などに取り組む県内の中小企業者
内容	◆技術者養成講座 技術的スキル習得や知見向上を目的とする (開催講座) ・化学分析材料 ・材料 ・測定技術 ・食品関連技術 (費用) 無料 ◆中核人材養成講座 中小企業大学校四国キャンパスと連携 在庫管理方法の改善等を目的とする (プログラム構成) ・在庫管理のための手法や改善ポイントの習得 ・在庫管理の方法とムダな在庫の削減方法の習得 ・改善策作成演習 (費用) 有料
お問い合わせ先	高知県工業技術センター 研究企画課 TEL: 088-846-1167 E-mail: 151405@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/itc/service/service3-3/

紙産業技術センターでは、研修の実施、技術情報や業界の最新情報の提供等を通じて、技術スキルの向上をめざした人材育成、企業の具体的な改善活動の促進、そして企業の自立的・継続的な取り組みを目指した支援をしています。

対象者	県内ものづくり事業者
費用	無料
研修内容	◆ 業界動向セミナー ◆ 初任者研修(個別研修) ◆ 新規導入設備利用研修 ◆ 異物分析研修 ◆ 開放試験設備利用研修 - ライセンス研修等
お問い合わせ先	高知県立紙産業技術センター 企画調整室 TEL: 088-892-2220 E-mail: infokami@ken2.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/151406/

対象者	県内の中小企業者で、人材確保を目的に、従業員の職場環境の整備や賃上げの促進、女性活躍に向けた環境づくり等事業者の魅力向上に必要な施設の整備を行う方			
対象資金	設備資金			
償還期間 (据置期間) 貸付利率	償還期間 (据置期間)	10年以内 (3年以内)	15年以内 (3年以内)	20年以内 (3年以内)
	貸付利率	2.37%以内 (変動)	2.57%以内 (変動)	2.77%以内 (変動)
保証料率	0.11%～0.34%			
貸付限度額	5,000万円			
申込み先	取扱金融機関又は、高知県信用保証協会			
お問い合わせ先	高知県経営支援課(金融担当) TEL: 088-823-9695 E-mail: 150401@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401/			

非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化し、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。 ※()は大企業の額

I	正社員化コース																											
	有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換または派遣労働者を直接正規雇用した事業主に対して助成 ※正規雇用へ転換した際、転換前後の6か月の賃金を比較して3%以上増額していること。 ※正規雇用労働者には、「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含む。	【重点対象者】 (1)有期→正規 1人当たり80万円(60万円) (2)無期→正規 1人当たり40万円(30万円) ※重点支援対象者とは a:雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b:雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c:派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定の訓練修了者 ※正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に1事業所当たり20万円(15万円)を加算 ※多様な正社員制度(勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上)を新たに規定し、有期雇用労働者等を当該区分に転換等した場合、1事業所当たり40万円(30万円)を加算 (令和7年3月17日現在の改正予定内容による)			【重点支援対象者以外】 1人当たり40万円(30万円) 1人当たり20万円(15万円)																							
II	障害者正社員化コース																											
	障害のある有期雇用労働者等を正規雇用労働者等へ転換した事業主に対して助成 ※正規雇用労働者には、「多様な正社員(勤務地限定・職務限定・短時間正社員)」を含む。	<table><tr><th>支給対象者</th><th>措置内容</th><th>支給総額</th><th>支給対象期間</th><th>各支給対象期における支給額</th></tr><tr><td rowspan="3">重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者</td><td>有期雇用から正規雇用への転換</td><td>120万円(90万円)</td><td rowspan="6">1年(1年)</td><td>60万円 × 2期(45万円 × 2期)</td></tr><tr><td>有期雇用から無期雇用への転換</td><td>60万円(45万円)</td><td>30万円 × 2期(22.5万円 × 2期)</td></tr><tr><td>無期雇用から正規雇用への転換</td><td>60万円(45万円)</td><td>30万円 × 2期(22.5万円 × 2期)</td></tr><tr><td rowspan="3">重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者</td><td>有期雇用から正規雇用への転換</td><td>90万円(67.5万円)</td><td>45万円 × 2期(33.5万円 × 2期) ※第2期の支給額は34万円</td></tr><tr><td>有期雇用から無期雇用への転換</td><td>45万円(33万円)</td><td>22.5万円 × 2期(16.5万円 × 2期)</td></tr><tr><td>無期雇用から正規雇用への転換</td><td>45万円(33万円)</td><td>22.5万円 × 2期(16.5万円 × 2期)</td></tr></table>	支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額	重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円(90万円)	1年(1年)	60万円 × 2期(45万円 × 2期)	有期雇用から無期雇用への転換	60万円(45万円)	30万円 × 2期(22.5万円 × 2期)	無期雇用から正規雇用への転換	60万円(45万円)	30万円 × 2期(22.5万円 × 2期)	重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円(67.5万円)	45万円 × 2期(33.5万円 × 2期) ※第2期の支給額は34万円	有期雇用から無期雇用への転換	45万円(33万円)	22.5万円 × 2期(16.5万円 × 2期)	無期雇用から正規雇用への転換	45万円(33万円)	22.5万円 × 2期(16.5万円 × 2期)
支給対象者	措置内容	支給総額	支給対象期間	各支給対象期における支給額																								
重度身体障害者、重度知的障害者および精神障害者	有期雇用から正規雇用への転換	120万円(90万円)	1年(1年)	60万円 × 2期(45万円 × 2期)																								
	有期雇用から無期雇用への転換	60万円(45万円)		30万円 × 2期(22.5万円 × 2期)																								
	無期雇用から正規雇用への転換	60万円(45万円)		30万円 × 2期(22.5万円 × 2期)																								
重度以外の身体障害者、重度以外の知的障害者、発達障害者、難病患者、高次脳機能障害と診断された者	有期雇用から正規雇用への転換	90万円(67.5万円)		45万円 × 2期(33.5万円 × 2期) ※第2期の支給額は34万円																								
	有期雇用から無期雇用への転換	45万円(33万円)		22.5万円 × 2期(16.5万円 × 2期)																								
	無期雇用から正規雇用への転換	45万円(33万円)		22.5万円 × 2期(16.5万円 × 2期)																								
III	賃金規定等改定コース																											
	全て又は一部の有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給させた事業主に対して助成	賃金引き上げ率(1人当たり)(令和7年3月17日現在の改正予定内容による) ①3%以上4%未満 4万円(2.6万円) ②4%以上5%未満 5万円(3.3万円) ③5%以上6%未満 6.5万円(4.3万円) ④6%以上 7万円(4.6万円) ※「職務評価」手法の活用により実施の場合1事業所あたり20万円(15万円)を加算 ※有期雇用労働者の昇給制度を新設した場合1事業所あたり20万円(15万円)を加算 ※1年度1事業所あたりの支給申請上限人数は100人																										
IV	賃金規定等共通化コース																											
	有期雇用労働者等に関して、正規雇用労働者と共通の職務に応じた賃金規定等を新たに作成し、適用した事業主に対して助成	1事業所当たり、60万円(45万円)																										
V	賞与・退職金制度導入コース																											
	有期雇用労働者等を対象に賞与・退職金制度を新たに導入し、支給または積立てを実施した事業主に対して助成	1事業所あたり40万円(30万円) ※同時に導入した場合、1事業所当たり16.8万円(12.6万円)加算																										
VI	社会保険適用時処遇改善コース																											
	短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合(1人当たり) ①新たに社会保険の被保険者となった際に、手当支給・賃上げ・労働時間延長を行った場合 ②労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者とした場合	手当等支給メニュー 1人当たり 50万円(37.5万円) 併用メニュー 1人当たり 50万円(37.5万円) 労働時間延長メニュー 1人当たり 30万円(22.5万円)																										

【お問合せ先】
高知労働局 助成金センター 高知市大津乙2536-6 TEL088-878-5328
厚生労働省 HP
URL: https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

事業所内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等の費用の一部を助成します。

対象者	・中小企業・小規模事業者であること ・事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内であること(注:高知県の地域別最低賃金は令和6年10月9日から952円となります。) ・解雇、賃金引下げなどの不交付事由がないこと
対象経費	助成対象となる経費は「生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等」 【助成例】 ・勤怠、給与管理ソフト ・リフト付き特殊車両 ・書類作成や予約(在庫)管理などのシステム導入 ・監視カメラや警報装置の設置 ※「特例事業者」は乗用自動車、パソコンなど助成対象が拡充される場合がある。
助成率	事業場内最低賃金が ①900円未満であれば、助成率:9/10 ②900～950円未満であれば、助成率:4/5(9/10) ③950円以上であれば、助成率:3/4(4/5) ※()内は生産性要件を満たした場合。
助成上限額	事業場の規模により、賃金を引き上げる労働者数及び賃金引き上げ額ごとに助成上限額の設定がある。
事業期間	令和7年1月31日(金)まで
申請受付期限	受付は終了しました。
お問い合わせ先	●業務改善助成金コールセンター TEL:0120-366-440 ●高知労働局 雇用環境・均等室 TEL:088-885-6041 ●高知働き方改革推進支援センター TEL:0120-899-869

※このほか、国の雇用関係の助成金については下記ページから検索できます
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/index_00007.html

次の経営者への交代に伴う事業承継計画の策定やM&Aの着手に必要な経費等の一部を補助することにより、専門家による支援を受け、事業承継の加速化を図ります。

対象者	事業承継に取り組む県内中小企業者等
対象経費	専門業者(税理士、公認会計士、コンサルティング会社、M&A仲介会社等)に対し、事業承継等を目的として事業を委託する以下の経費 ①事業承継計画の策定経費 ②M&A仲介委託経費 ③小規模事業者のM&Aの前段階の企業評価と企業概要書作成に係る費用
補助率	①②補助対象経費×1/2 ③ 補助対象経費×2/3
補助限度額	①②100万円 ③ 30万円
申請受付期間	令和7年4月1日(火)～令和8年2月27日(金)(必着)
お問い合わせ先	高知県経営支援課(事業承継担当) TEL:088-823-9697 E-mail:150401@ken.pref.kochi.lg.jp URL:https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025022000317/

活用事例

- ・次の経営者への交代に伴う計画策定に係る策定委託料や企業価値の算出委託料等。
- ・M&A着手に係る仲介委託料等。

中山間地域における地域に必要と認められる事業を引き継ぐ買い手を支援することで、中山間地域における第三者承継の加速化を図ります。

対象者	中山間地域においてM&Aで事業を譲り受ける者、又はその予定である者 ※市町村への間接補助
対象経費	中山間地域において、地域に必要と認められる事業(注)をM&Aによって譲り受ける際に係る以下の経費 ①既存事業の買収 株式取得費用、事業用資産取得費用 ②承継後の取組 機械設備費、リース料、賃借料、店舗等改修費、広報費、委託料、アドバイザー料、原材料費、産業財産権等関連経費、旅費、マーケティング調査費、会場借料費、機械設備等処分費 ③継業準備支援 研修中の生活費
補助率	①既存事業の買収 補助対象経費×1/5(県1/10・市町村1/10) ②承継後の取組 機械設備費については 補助対象経費×1/5(県1/10・市町村1/10) 機械設備費以外については 補助対象経費×1/2(県1/4・市町村1/4) ③継業準備支援 定額
補助限度額 ・補助額	①200万円(県100万円・市町村100万円) ②100万円(県50万円・市町村50万円) ③15万円/月(県7万5千円・市町村7万5千円)
申請受付期間	令和7年4月1日(火)～令和8年2月27日(金)(必着)
お問い合わせ先	高知県経営支援課(事業承継担当) TEL:088-823-9697 E-mail:150401@ken.pref.kochi.lg.jp URL:https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025022000317/

注 地域に必要と認められる事業とは以下のような事業を指します。

- ・地域住民に必要な生活機能の確保を行っている事業
- ・独自の希少技術を活用し、地域の強みになっている事業
- ・地域資源を活用し、地域経済を支えている事業 等

補助金活用を希望する方は、事前に市町村に相談してください。

活 用 事 例

- ・事業譲渡契約における固定資産等の取得に係る譲渡対価。
- ・株式譲渡契約における株式の取得に係る譲渡対価。
- ・承継後の新たな取組や経営の安定化のために必要な機械装置等の購入費。
- ・基本合意契約締結後に、事業承継に向けて研修を受ける期間の生活費

中山間地域で事業を引き継いだ意欲ある次世代の後継者に対して給付金を支給することで、中山間地域における事業承継の加速化を図ります。

類型・給付額	①県内枠 50万円 ②県外枠 100万円
支給対象者	以下の全ての要件を満たす中小企業者 (1)令和7年4月1日から8年3月31日までに、以下の全ての要件を満たす事業引継ぎを行った買い手、又はその予定である買い手であること ア 県内の中小企業者が中山間地域で実施してきた事業を引き継ぐこと イ 引き継いだ事業について、給付金の給付申請日から5年以上、その地域で継続する意思があること ウ 最終合意契約締結時点で売り手代表者の年齢が満60歳以上であったこと エ 売り手及び買い手が高知県事業承継・引継ぎ支援センターに相談し、支援を受けていたこと (2)県内に本社を置く法人又は県内に住所を有する個人であること (3)県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないこと ※県外枠の給付対象者は、上記に加えて以下の全ての要件を満たすこと ア 令和7年4月1日以降に県外から本社を移転した法人若しくは転居した個人であること、又は令和7年4月1日以降に県内で地域おこし協力隊の任期を満了したこと イ 県外から移転・転居する直前の5年間に於いて、県外に本社を有していたこと又は県外に住所を有していたこと ウ 地方創生移住支援金の交付を受けていないこと
申請受付期間	令和7年4月1日(火)～令和8年2月27日(金)(必着)
お問い合わせ先	高知県経営支援課(事業承継担当) TEL:088-823-9697 E-mail:150401@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2025022000331/

対象者	県内で事業を開始(県内事業者が自身の事業所以外の場所で新たに事業を開始する場合を含む)する具体的な計画を有する者(個人又は小規模法人)
主な要件	・当該計画について事業承継・引継ぎ支援センターの認定を受けていること ・親族承継は対象外 ※経営承継準備関連保証(知事認定あり)又は特定経営承継準備関連保証(知事認定あり)を利用する事業者については株式取得費用にかかる特例あり
融資内容	対象資金:設備資金、運転資金 (上記※の場合は株式取得費用も可) 貸付限度額:1,000万円
貸付利率	2.27%以内(変動)
保証料率	0.20%(注) (注)標準的な事業者の場合の保証料率です。経営状況により異なる保証料率(0.11%~0.34%)が適用されます。
償還期間	10年(3年)(上記※の場合は据置1年)
お問い合わせ先	高知県事業承継・引継ぎ支援センター TEL:088-802-6002 又は県内金融機関 高知県経営支援課(事業承継担当) TEL:088-823-9697 E-mail:150401@ken.pref.kochi.lg.jp https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2022051800116/

中小企業の生産性向上、持続的な賃上げに向けて、事業承継に際しての設備投資や、M&A・PMIの専門家活用費用等を支援します。

対象者	事業承継を契機として新しい取り組み等を行う中小企業等及び、事業再編、事業統合に伴う経営資源の引継ぎを行う中小企業等
要件・対象経費	(1)事業承継促進枠 要件:5年以内に親族内承継又は従業員承継を予定している者 対象経費:設備投資等に係る費用(設備費、産業財産権等、関連経費、謝金、旅費、外注費、委託費 等) (2)専門家活用枠(買い手支援類型、売り手支援類型) 要件:補助事業期間に経営資源を譲り渡す、又は譲り受ける者 対象経費:M&A時の専門家活用に係る費用(フィナンシャル・アドバイザー(FA)や仲介に係る費用、表明保証保険料等／謝金、旅費、外注費、委託費、システム利用料、保険料 等) (3)PMI推進枠(PMI専門家活用類型、事業統合投資類型) 要件:M&Aに伴い経営資源を譲り受ける予定の中小企業等に係るPMIの取組を行う者 対象経費:M&A後の経営統合(PMI)に係る費用(専門家費用、設備投資等／設備費、外注費、委託費 等) (4)廃業・再チャレンジ枠 要件:事業承継やM&Aの検討・実施等に伴って廃業等を行う者 対象経費:事業承継・M&Aに伴う廃業等に係る費用(現状回復費・在庫処分費等／産業支援費、在庫廃業費、解体費、原状回復費、リースの解約費、移転・移設費用(併用申請の場合のみ)) ※廃業・再チャレンジ枠は、事業承継促進枠・専門家活用枠・PMI推進枠(事業統合投資類型)と併用可
補助率	(1)1/2～2/3 (2)1/3～2/3 (3)1/2～2/3 (4)1/2～2/3
補助限度額	(1)800万円(一定の賃上げ実施する場合1,000万円) (2)600～800万円(100億企業要件を満たす場合2,000万円) (3)150～800万円(一定の賃上げ実施する場合1,000万円) (4)150万円
お問い合わせ先	事業承継・M&A補助金事務局 TEL:050-3145-3812 URL : https://jsh.go.jp/

(注)上記、補助率・補助限度額等は11次公募のものです。補助率・補助限度額等は公募ごとに異なる場合があります。

都道府県知事の認定を受けること及び所要の手続を経ることを前提に、所在不明株主からの株式買取り等に要する期間の短縮が可能です。

要件	経営承継円滑化法における会社法特例を利用するためには、上場会社等以外の中小企業者である株式会社が以下の要件全てを満たし、都道府県知事の認定を受ける必要があります。なお、認定の有効期限は原則2年です。 <u>①経営困難要件</u> 申請者の代表者が年齢、健康状態その他の事情により、継続的かつ安定的に経営を行うことが困難であるため、会社の事業活動の継続に支障が生じている場合であること。 <u>②円滑承継困難要件</u> 一部株主の所在が不明であることにより、その経営を当該代表者以外の者(株式会社事業後継者)に円滑に承継させることが困難であること。
手続きの例	(例)株式会社が所在不明株主から非上場株式を買い取る場合 現行制度(会社法) 特例(認定を受けた場合) ※1 異議申述手続 会社法上、株式会社が、利害関係人が一定期間(3ヶ月以上)内に異議を述べるができる旨等を官報等により公告し、所在不明株主等に個別催告する必要があります。会社法特例を活用する場合には、これに先行して、特例措置によることを明示した異議申述手続を行う必要があります(二重の手続保障)。 ※2 裁判所における手続 会社法特例の対象となる非上場株式の売却(自社による買取りを含みます。)については、「裁判所の許可」が必要であることから、裁判所における手続を経ることとなります。なお、株式の競売の場合にも裁判所における手続が必要となります。
お問い合わせ先	高知県経営支援課(事業承継担当) TEL: 088-823-9697 E-mail: 150401@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2018092500252/

経営者の死亡等に伴い必要となる資金の調達を支援するため、都道府県知事の認定を受けた中小企業者等に対し、特例を設けています。

対象者	経営承継円滑化法に基づく都道府県の認定を受けた県内中小企業者等				
支援内容	(1)融資 経営承継円滑化法に基づく認定後、個人(※1)の方は日本政策金融公庫の融資制度を利用することができます。融資の条件(※2)については、最寄りの支店までお問い合わせください。				
	(2)信用保証 経営承継円滑化法に基づく認定後、中小企業者(※3)又は個人(※1)の方が、金融機関から資金を借り入れる場合には、原則として信用保証協会の通常の保証枠とは別枠(※4)が用意されています。				
	通常枠		別枠		
	普通保険【2億円】		+2億円		
	無担保保険【8,000万円】		+8,000万円		
	(特別小口保険【2,000万円】)		(+2,000万円)		
※1 類型に応じて、会社の代表者、事業を営んでいない個人を言います。					
※2 例えば日本政策金融公庫(中小企業事業)の場合、融資限度額は14億4,000万円、融資利率は信用リスク等に応じて所定の利率が適用されます。					
※3 中小企業者には、会社及び個人事業主が含まれます。					
※4 会社の代表者、事業を営んでいない個人には、本特例により通常の保証枠が用意されます。					
対象		必要となる 資金の類型	支援の対象者	支援形態	
				融資	信用保証
	1	経営を承継した後に必要となる資金 【例】 ・後継者が自社の株式や事業用資産を買い取るための資金 ・後継者が相続や贈与によって自社の株式や事業用資産を取得した場合の相続税・贈与税の納税資金 ・仕入先の取引条件や取引先金融機関の借入条件が厳しくなったことにより必要となる資金(※) (※)信用保証のみ 等	中小企業者		○
			中小企業者[会社]の代表者	○	○
			(これから他の中小企業者の経営を承継しようとする)中小企業者		○
	2	これから他の中小企業者の経営を承継するにあたり必要となる資金 【例】 ・これからM&Aにより他社の株式や事業用資産を買い取るための資金 等	(これから他の中小企業者の経営を承継しようとする)中小企業者		○
			(これから他の中小企業者の経営を承継しようとする)事業を営んでいない個人	○	○
3	認定日から経営の承継の日までの間に、現経営者の保証が付されている借入れを借り換えるための資金(経営者保証は不要)	中小企業者[会社]		○	
お問い合わせ先	高知県経営支援課(事業承継担当)				
	TEL: 088-823-9697 E-mail: 150401@ken.pref.kochi.lg.jp				
	URL: http://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024030100132/				
	日本政策金融公庫高知支店 中小企業事業 TEL: 088-875-0281				
58					

後継者が、遺留分権利者全員との合意及び所要の手続を経ることを前提に、以下の民法の特例の適用を受けることができます。

要件	・会社の経営の承継の場合 <table border="1" data-bbox="335 300 1378 631"> <thead> <tr> <th colspan="2">会社の経営の承継の場合</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>① 会 社</td><td> ・ 中小企業者であること。 ・ 合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。 </td></tr> <tr> <td>② 先代経営者 (旧代表者)</td><td> ・ 過去又は合意時点において会社の代表者であること。 </td></tr> <tr> <td>③ 後継者 (会社事業後継者)</td><td> ・ 合意時点において会社の代表者であること。 ・ 先代経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。 ※推定相続人以外の方も対象となります。 </td></tr> </tbody> </table> ※個人事業の経営の承継の場合は、中小企業庁のホームページにてご確認ください	会社の経営の承継の場合		① 会 社	・ 中小企業者であること。 ・ 合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。	② 先代経営者 (旧代表者)	・ 過去又は合意時点において会社の代表者であること。	③ 後継者 (会社事業後継者)	・ 合意時点において会社の代表者であること。 ・ 先代経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。 ※推定相続人以外の方も対象となります。
会社の経営の承継の場合									
① 会 社	・ 中小企業者であること。 ・ 合意時点において3年以上継続して事業を行っている非上場企業であること。								
② 先代経営者 (旧代表者)	・ 過去又は合意時点において会社の代表者であること。								
③ 後継者 (会社事業後継者)	・ 合意時点において会社の代表者であること。 ・ 先代経営者からの贈与等により株式を取得したことにより、会社の議決権の過半数を保有していること。 ※推定相続人以外の方も対象となります。								
制度内容	①除外合意 ・後継者が先代経営者から贈与等によって取得した自社株式・事業用資産の価額について、他の相続人は遺留分の主張ができなくなるので、相続紛争のリスクを抑えつつ、後継者に対して集中的に株式を承継させることができる。 ②固定合意 ※会社のみ利用可能 ・自社株式の価額が上昇しても遺留分の額に影響しないことから、後継者の経営努力により株式価値が増加しても、相続時に想定外の遺留分の主張を受けることがなくなる。								
手続きの流れ	・会社の経営の承継の場合  ※個人事業の経営の承継の場合は、中小企業庁のホームページにてご確認ください								
お問い合わせ先	中小企業庁事業環境部財務課 TEL: 03-3501-5803 中小企業庁ホームページ: https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/shoukei/shoukei_enkatsu.html								

伝統的工芸品や伝統的特産品を製造する技術やノウハウを身に付けた後継者の育成を支援し、本県の伝統的産業の振興を図ります。

対象者	伝統的工芸品の指定や伝統的特産品の認定を受けた組合、事業者(土佐備長炭を除く → 林業の補助金を活用) ※市町村を通じた間接補助
対象経費	1 短期研修事業 ・短期研修:謝金、通信運搬費、パンフレット作成費等 2 長期研修事業 ①研修環境整備:研修用道具の購入・リース料、修繕費 ②研修生補助:図書教材費、道具代、研修中の生活費等 ③研修者受入生産者補助 :謝金 ④学校形式による育成施設の管理に関する経費 3 販路開拓・プロモーション事業 ・販路開拓・市場調査:旅費、専門家謝金、翻訳料、通訳料等
補助率	対象経費×2/3 (市町村が1/3 継ぎ足し。ただし、2. ③については、5万円までは補助率10/10、2.④については対象経費×1/3以内)
補助限度額	1 短期研修事業 ・短期研修:1事業者につき、30万円/年 2 長期研修事業 ・研修環境整備:1事業者につき、30万円/年 ・研修生補助:15万円/月 ・研修者受入生産者補助 :12.5万円/月 ・学校形式による育成施設の管理に関する経費:他の補助事業の対象経費を除いた事務管理費の3分の1以内 3 販路開拓・プロモーション事業 ・販路開拓・市場調査:1事業者あたり50万円/年
研修期間	短期研修事業:5日間以上～3ヶ月未満 研修者受入事業:3ヶ月以上～2年以内
申請受付期間	随時募集
お問い合わせ先	高知県工業振興課(地場産業担当) TEL:088-823-9720 E-mail:150501@ken.pref.kochi.lg.jp URL:https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150501/

- 短期研修事業(2024年度)
 - ・土佐和紙:2回
- 研修者受入事業(2024年度)
 - ・土佐打刃物:4名

地域特性を活用した事業の生み出す経済的波及効果に着目し、これを最大化しようとする取組に対し、幅広い支援を行います。

対象者

県による地域未来投資促進法に基づく地域経済牽引事業計画の承認を得た者⇒地域経済牽引事業者
～地域経済牽引事業計画の主な承認要件～

県と関係市町村が作成した基本計画（※１）に適合する計画であること

（１）地域特性の活用（※２） （２）高い付加価値の創出

（３）地域の事業者に対する経済的効果（売上、雇用者数、雇用者給与等支給額、取引額等の増加）

・高知県における基本計画（※１）

高知県未来投資促進基本計画（所管：高知県 商工労働部 企業誘致課）

促進地域 高知県全域

地域の特性 ①第一次産業等を核とした関連産業の集積を活用した成長ものづくり分野

（※２） ②機械系産業、紙産業等の産業集積を活用した成長ものづくり分野

③高知ならではの新産業の振興により培われた知見を活用した成長ものづくり分野

④コールセンター、バックオフィス等の集積を活用した情報通信関連分野

計画期間 2029年3月31日まで又は新基本計画の同意日の前日のいずれか早い日まで

高知県物部川地域基本計画（所管：高知県 産業振興推進部 産業政策課）

促進地域 高知県物部川地域（南国市、香南市、香美市）

地域の特性 ①物部川地域の龍河洞などの多彩な観光資源を活用した観光・まちづくり分野

（※２） ②物部川地域の豊かな自然環境が育むユズや温州みかん等の特産物を活用した食品

関連産業・地域商社分野

計画期間 2029年3月31日まで

地域経済牽引事業者への各種支援措置（一部抜粋）

地域未来投資促進税制（適用期限：2027年度末まで）

国税（法人税等）の課税特例、県税（不動産取得税（土地・建物））の課税免除、市町村税（固定資産税（土地・建物・構築物））の課税免除又は不均一課税。

ただし、活用には地域経済牽引事業計画の承認の他、国による「高い先進性を有すること等の確認」が必要となります。また、市町村税の課税免除等の措置状況は市町村により異なります。

日本政策金融公庫による支援（地域経済牽引事業者に対する低利融資制度）

貸付期間 設備資金：20年以内（うち据置期間2年以内）

運転資金：7年以内（ " " ）

貸付限度 中小企業事業：7.2億円

貸付利率 中小企業事業：運転資金は基準利率。ただし、設備資金について、以下（※３）のいずれかを満たす場合は、基準利率から0.9%引き下げ。

（※３）①新規開業して7年以内

②困難な経営状況にある場合

③公庫と民間金融機関が連携支援を図る場合

お問い合わせ先

より詳細な制度内容、届出様式等は経済産業省地域未来投資促進法ホームページをご覧ください。

https://www.meti.go.jp/policy/sme_chiiki/chiikimiraitoushi.html

■制度の活用に関するご相談 高知県 商工労働部 企業誘致課 TEL：088-823-9693

■地域未来投資促進法の制度全般について

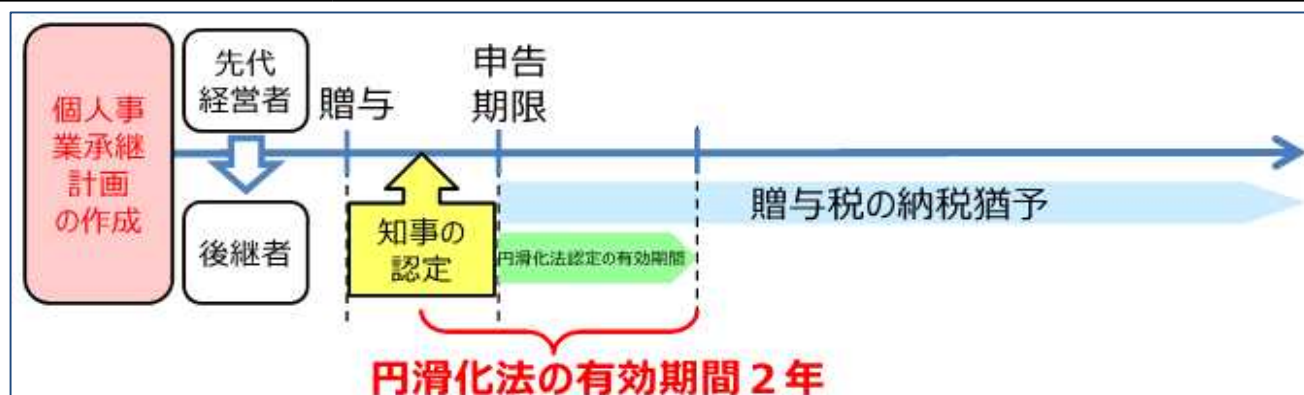
四国経済産業局 地域経済部 地域未来投資促進室 TEL：087-811-8516

中小企業の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた非上場中小企業の株式等を先代経営者から相続又は贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予されます。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	特例承継計画の提出 (2018年4月1日から 2026年3月31日まで)	不要
適用期限	次の期間の贈与・相続等 (2018年1月1日から 2027年12月31日まで)	なし
対象株数	全株式	総株式数の最大3分の2まで
納税猶予	100%	贈与:100% 相続:80%
承継パターン	複数の株主から最大3人の後継者	複数の株主から1人の後継者
雇用確保要件	弾力化 一定の基準日における雇用の平均が「贈与(相続)時の雇用の8割」を下回った場合、その理由等を記載し、認定経営革新等支援機関の意見を付した報告書を都道府県知事に提出し、確認を受けること。	一定の基準日における雇用の平均が「贈与(相続)時の雇用の8割」を下回らないことが必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	特例経営(贈与)承継期間の経過後に、事業の継続が困難な一定の事由が生じた場合に特例措置の適用に係る非上場株式等の譲渡等をした場合、その対価の額(譲渡等の時の相続税評価額の50%に相当する金額が下限になります)を基に相続(贈与)税額等を再計算し、再計算した税額と直前配当等の金額との合計額が当初の納税猶予税額を下回る場合に、その差額は免除されます。	なし
お問い合わせ先	(納税について)高知税務署 TEL:088-822-1123 (認定について)高知県経営支援課(事業承継担当) TEL:088-823-9697 E-mail:150401@ken.pref.kochi.lg.jp URL:https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2018092500252/	

個人事業者の事業の継続を通じた雇用の確保や地域経済の活力維持を図る観点から、後継者が、都道府県知事の認定を受けた個人事業者の多様な事業用資産を先代経営者から相続または贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予されます。

事前の計画策定等	個人事業承継計画の提出 (2019年4月1日から2026年3月31日まで)
適用期限	次の期間の贈与・相続等 (2019年1月1日から2028年12月31日まで)
対象資産	特定事業用資産 ・事業用の宅地等、事業用の建物、減価償却資産(固定資産税の課税対象等) ※以下のものは特定事業用資産に含まれない ・個人事業者の家事用資産 ・不動産貸付用の宅地および建物 ・棚卸資産、預貯金、売掛金 等
納税猶予	100%
承継パターン	原則、先代1人から後継者1人 ※一定の場合には同一生計親族等からも可
雇用確保要件	雇用要件なし
経営環境変化に対応した免除	あり (後継者が死亡した場合、重度障害により継続が困難となった場合など)
お問い合わせ先	(納税について)高知税務署 TEL:088-822-1123 (認定について)高知県経営支援課(事業承継担当) TEL:088-823-9697 E-mail:150401@ken.pref.kochi.lg.jp URL:https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2018092500252/



経営力強化保証制度

対象者	県内の中小企業者で、金融機関及び認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定・実行・報告を行う方		
使途	設備資金、運転資金		
貸付限度額	2億8,000万円		
償還期間 (据置期間) 貸付利率 保証料率	償還期間 (据置期間)	貸付利率	保証料率
	7年以内 (1年以内)	2.63%以内 (変動)	0.22%～0.56%
	10年以内 (2年以内)	2.78%以内 (変動)	0.21%～0.49%
お問い合わせ先	高知県経営支援課(金融担当) TEL:088-823-9695 E-mail: 150401@ken.pref.kochi.lg.jp URL: https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/150000/150401/		

製造業ポータルサイトによる情報発信

対象者	情報発信を行いたい県内の製造事業者
サイトへの登録要件	【対象事業者】 高知県内に本社または製造拠点がある製造業者であって、インターネットの活用により情報発信力を高め、販路開拓や受注の拡大に取り組む事業者
サイトで提供するサービス及び機能	①定型フォームによる企業の紹介ページの設置 ②会員及び発注社が利用できる受発注システム ③注目企業の紹介ページ設置 ④補助制度や見本市情報などを提供 ⑤アクセスログの提供 ⑥掲載情報の英文翻訳ページ作成 ⑦ソーシャルメディアによる会員企業の情報発信
会員の登録・利用料	年額5,000円
お問い合わせ先	高知県工業振興課(外商支援担当) TEL:088-823-9022 E-mail:150501@ken.pref.kochi.lg.jp URL:https://www.kochi-seizou.jp